

第3期

川本町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

川 本 町

目 次

第 1 章	計画策定の目的と位置づけ	1
1.	計画策定の目的	1
2.	計画の位置づけ	1
3.	計画の期間	1
4.	計画の対象	1
第 2 章	川本町の子ども・子育てを取り巻く現状	2
1.	人口等の推移と予測	2
2.	出生数の推移	3
3.	就学前人口の推移と予測	3
4.	女性の就労状況	4
第 3 章	ニーズ調査の結果からみる川本町の子育てに対する実態・意向	5
1.	調査の概要	5
2.	調査結果の概要	5
第 4 章	計画の基本方針	20
1.	基本理念	20
2.	基本目標	21
第 5 章	施策の展開	22
	目標 1：安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり	23
	目標 2：子どもが健やかにたくましく育つ環境づくり	31
	目標 3：子育てと子育てを地域で支える環境づくり	36
第 6 章	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 ...	39
1.	教育・保育の提供区域	39
2.	教育・保育施設等の目標事業量と提供体制	39
3.	地域子ども・子育て支援事業の目標事業量と提供体制	42
第 7 章	計画の推進に向けて	60
1.	計画の推進体制	60
2.	計画の進行管理	60

第1章 計画策定の目的と位置づけ

1. 計画策定の目的

急速な少子化を背景に、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、国においては、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て3法を制定し、平成27年4月から、子ども・子育て支援は新制度に移行しました。

これに伴い、市町村には5年間を計画期間とする教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画として「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。川本町においても、平成27年度～令和元年度の5年間を計画期間とする「川本町子ども・子育て支援事業計画」、続いて、令和2年度～令和6年度の5年間を計画期間とする「第2期川本町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、新制度に対応した形での幼児期の教育・保育の量的・質的確保および地域における子育て支援の充実を図ってきました。

しかしながら、依然として子ども・子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化、また子育て世帯の暮らしのあり方の多様化が進展する中、子育て世帯のニーズに合致した教育・保育の受け皿確保や子育て支援の充実が求められています。

こうした状況を踏まえ、引き続き教育・保育の提供量に着目した視点を大切にするとともに、川本町の子どもとその親が幸せに生き続けることができるよう、子育て支援の各事業を地域の協力のもと、計画的に推進していくことを目的に、「第3期川本町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく法定計画として定める幼児期の教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画であり、年度ごとの教育・保育サービス及び地域子育て支援事業の量の見込みと確保の方策を定める計画です。加えて、国が策定することも基本法及びこども大綱を勘案した施策を内包していることから、自治体こども計画としての側面を持ち合わせています。

また、川本町総合計画を上位計画とする、本町の子ども・子育て支援に関する部門別計画であり、関係する計画と整合性を図ります。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

4. 計画の対象

本計画の対象は、町内のすべての妊婦、概ね18歳までの子どもとその家庭、地域、企業、関係機関、行政等、子ども・子育てに関わる全ての個人及び団体を対象とします。

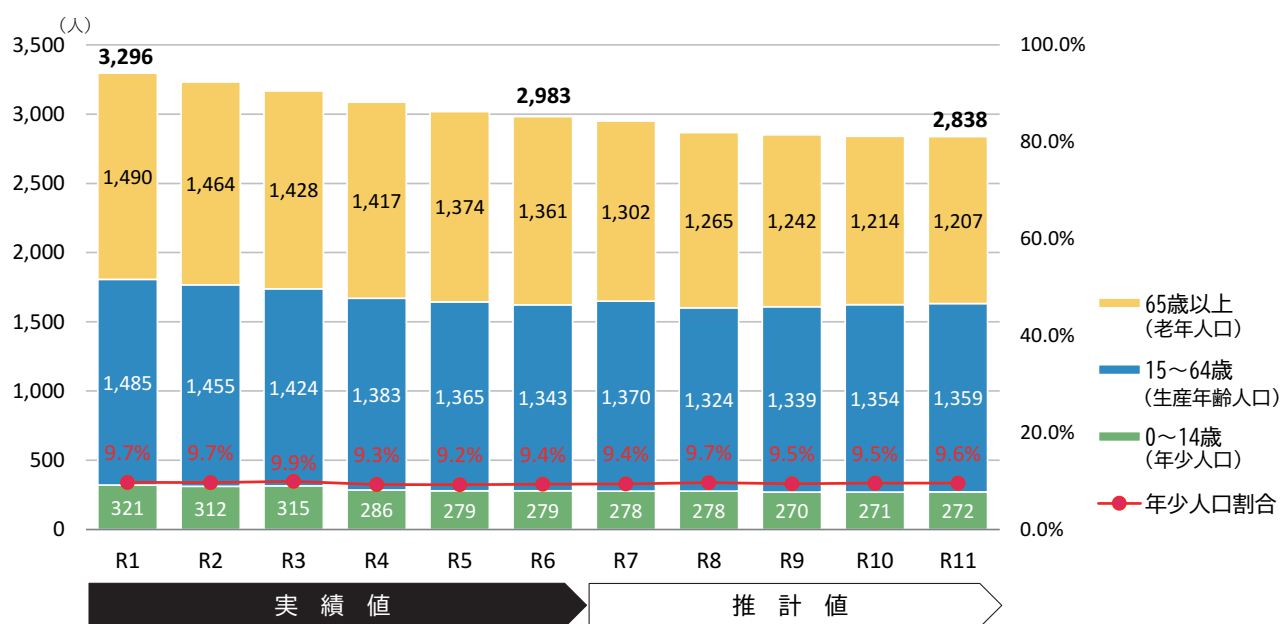
第2章 川本町の子ども・子育てを取り巻く現状

1. 人口等の推移と予測

本町の人口は、減少が続いており、令和6年では2,983人となっています。また、年少人口についても令和元年から令和6年にかけて42人減少しています。

コーホート変化率法を用いた今後の人口推計では、総人口は令和11年までの5年間で約150人減少する見込みとなっていますが、年少人口は微減で推移することから、年少人口の割合は概ね9.5%程度で推移する見込みとなっています。

【年齢3区分別人口の推移と予測】



〈コーホート変化率法による人口推計〉

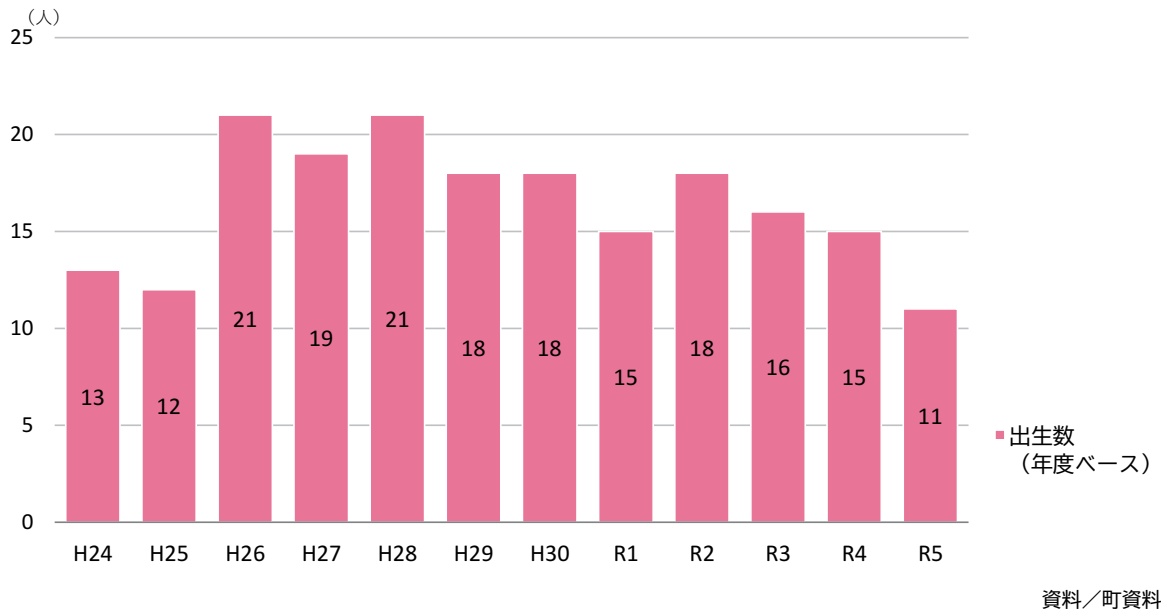
コーホート変化率法とは、あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を推計する手法です。

本計画における人口推計については、令和4年から令和5年にかけての変化率と、令和5年から令和6年にかけての変化率の平均を用いて推計しています。

2. 出生数の推移

本町の出生数は、概ね 20 人前後で推移していましたが、近年減少傾向にあります。

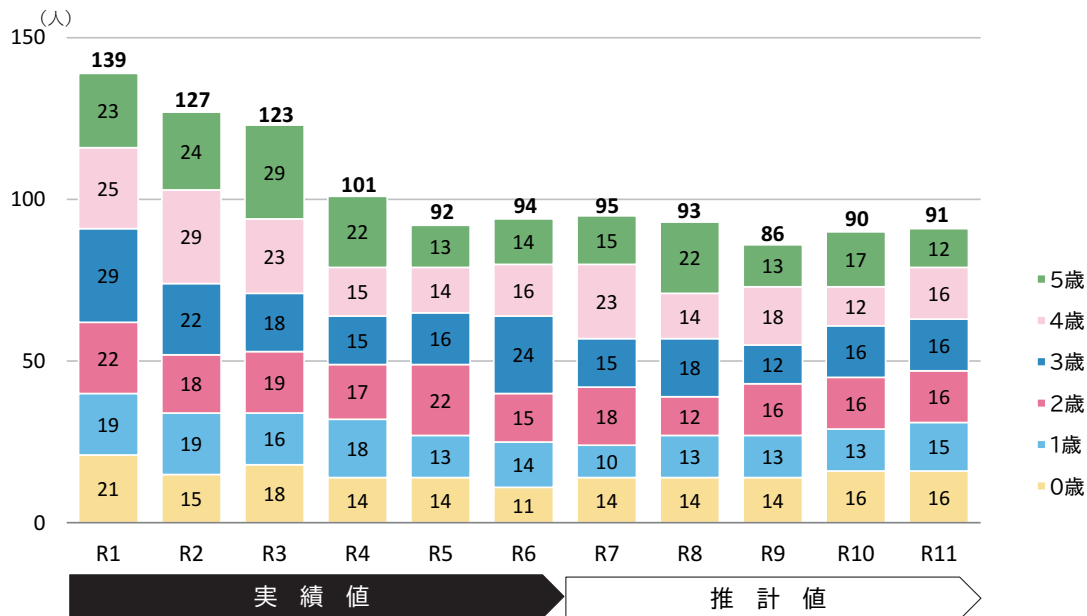
【出生数の推移】



3. 就学前人口の推移と予測

本町の就学前人口は、令和 4 年を境に大きく減少しました。今後は、90 人程度で推移することが見込まれています。

【就学前人口の推移と予測】

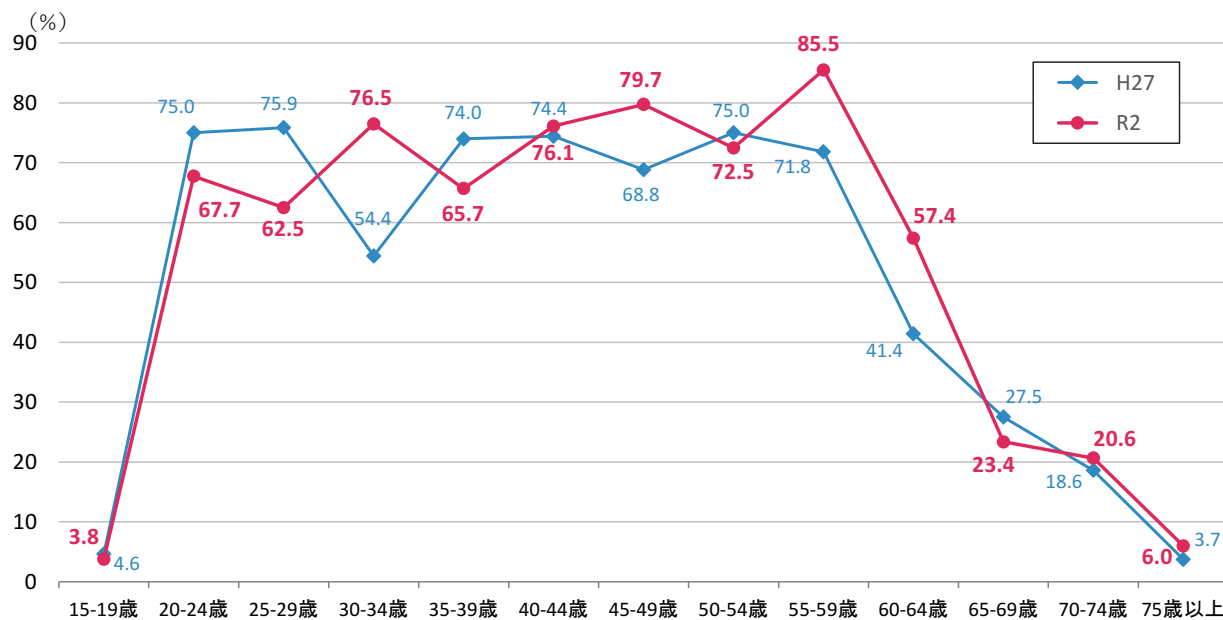


資料／R1～R6：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）
R7～R11：コーホート変化率法による推計結果

4. 女性の就労状況

本町の女性の年齢階級別就業率を平成 27 年と令和 2 年で比較すると、30 歳代前半の就業率が上昇しているものの、20 歳代後半や 30 歳代後半では低下しており、今後も引き続き婚姻・出産・子育て期の女性の就労を支援するサービスの充実が求められています。

【女性の年齢階級別就業率】



資料／国勢調査(総務省統計局)

第3章 ニーズ調査の結果からみる川本町の子育てに関する実態・意向

1. 調査の概要

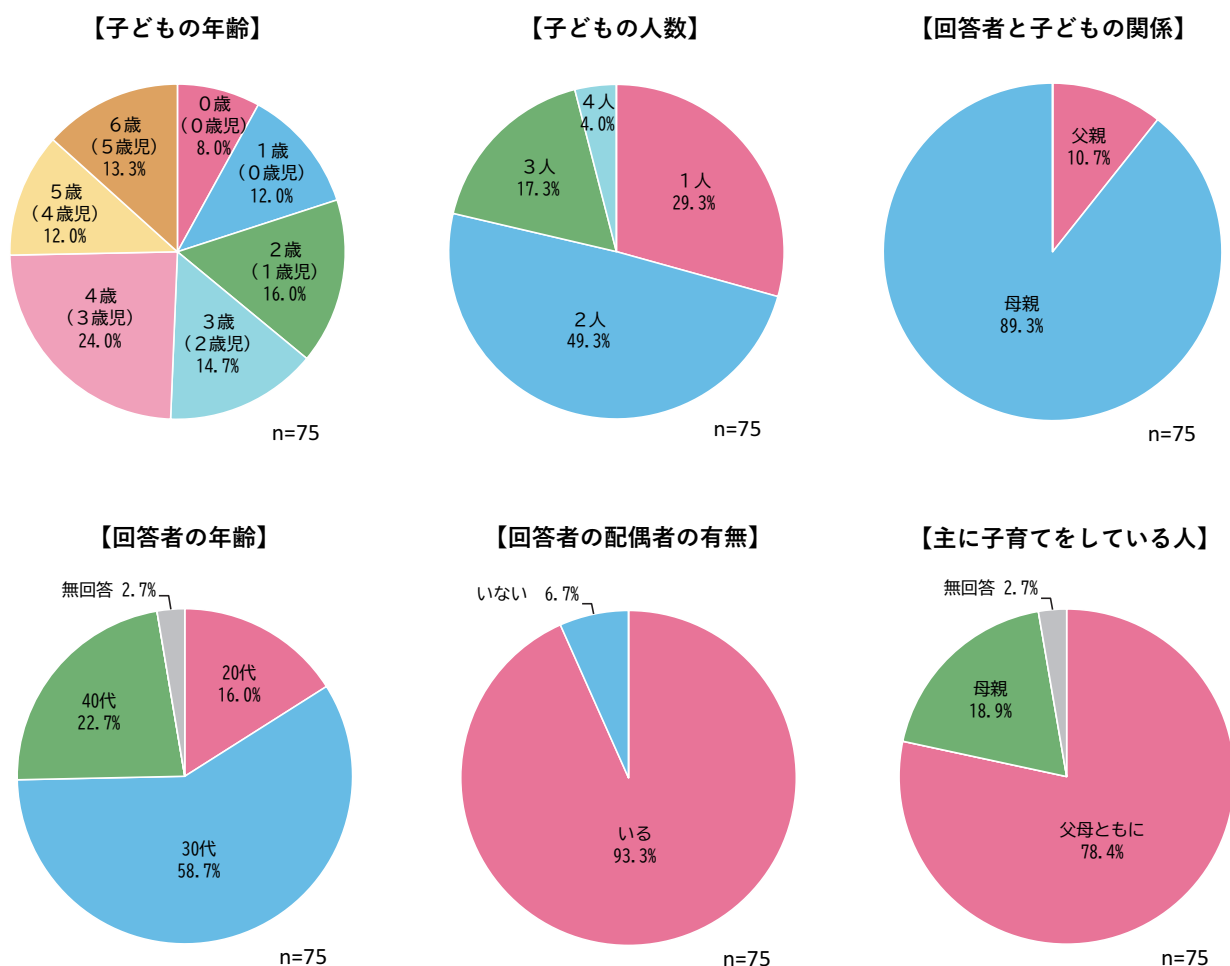
子どもの生活実態や子育て支援に関する要望、意見等を把握するとともに、今後5年間の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出することを目的に、計画の対象となる子どもの保護者を対象にニーズ調査を実施しました。調査の概要は以下の通りです。

- ・調査対象
 - ①就学前の児童のいる全世帯：105 世帯
 - ②小学生の児童のいる全世帯：124 世帯
- ・調査時期：令和6年9月
- ・調査方法
 - ①就学前児童：保育所を通じた配布・回収（未就園世帯は郵送による配布・回収）
 - ②小学生児童：小学校を通じた配布・回収
- ・配布・回収状況
 - ①就学前児童：配布数 105 票 回収数 75 票（回収率 71.4%）
 - ②小学生児童：配布数 124 票 回収数 71 票（回収率 57.3%）

2. 調査結果の概要

（1）就学前児童調査

① 回答世帯（回答者）の属性

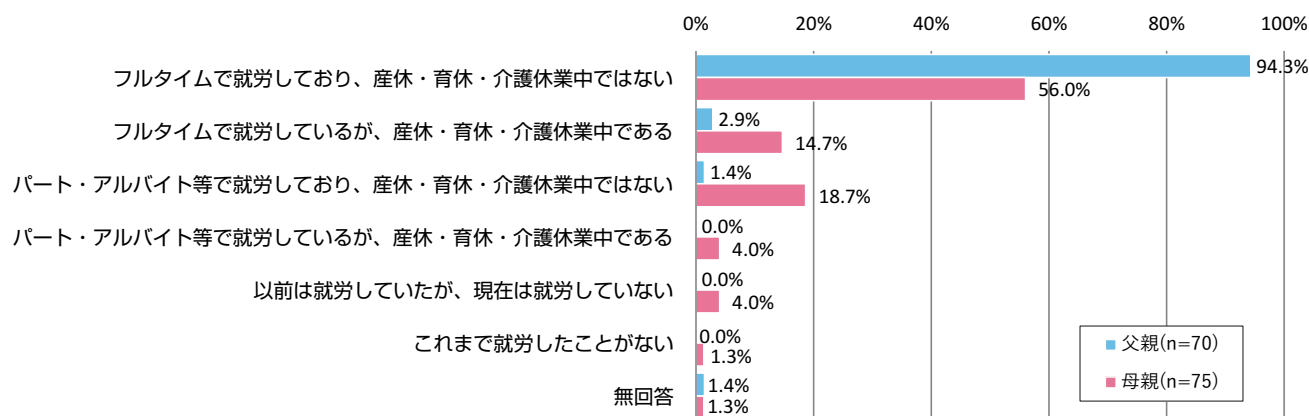


② 父親・母親の就労状況／日頃子どもをみてもらえる親族・知人等の状況

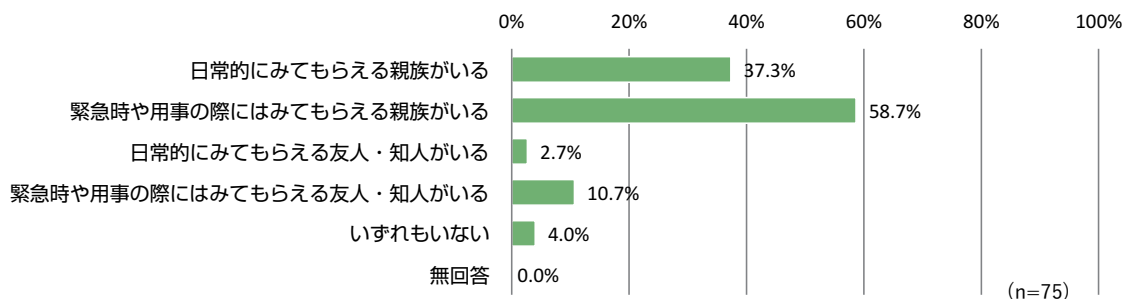
就労状況については、父親はフルタイム勤務がほぼ 100%となっており、母親は休業中を含めフルタイムが約 7 割、パート・アルバイト等が約 2 割、現在は未就労が約 5%となっています。

親族等からの支援については、日常的にみてもらえる家庭が 4 割弱、緊急時や用事の際にはみてもらえる家庭が約 6 割となっていますが、子どもをみてもらえる人がいない家庭も約 5%みられます。また、親族に子どもをみてもらえる家庭でも「安心してみてもらえる」と回答した家庭は約 65%にとどまっており、みてもらえる親族の身体的・精神的な心配や心苦しさを抱えている家庭が約 35%を占めています。

【父親・母親の就労状況】

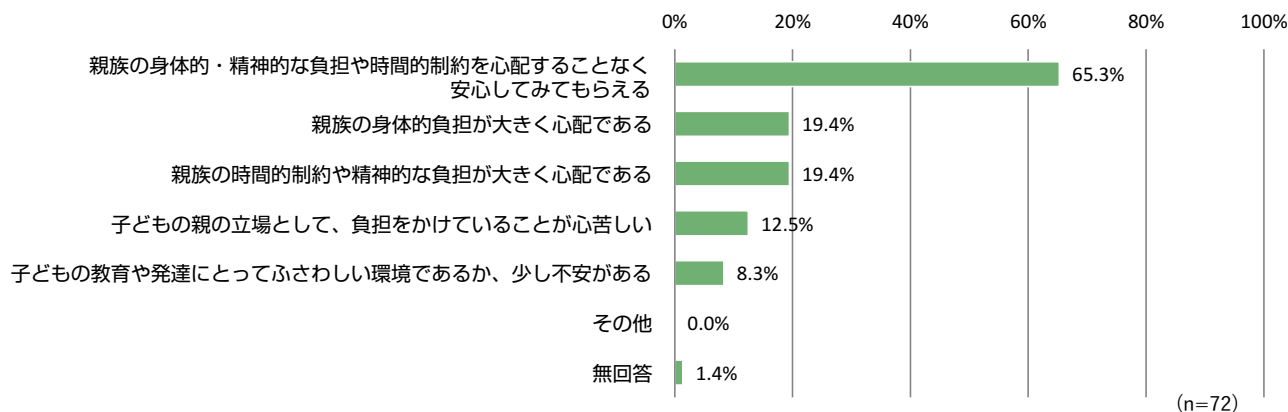


【日頃、子どもをみてもらえる親族・知人（複数回答）】



【親族に子どもをみてもらっていることに対する意識（複数回答）】

(みてもらえる親族がいると回答した人のみ)

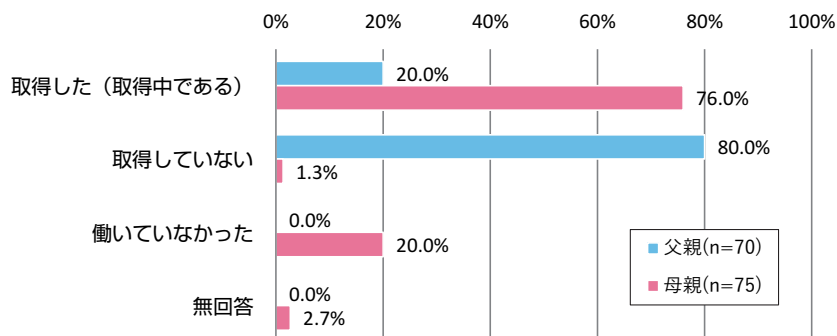


③ 育児休業の取得状況

育児休業の取得状況をみると、母親が8割弱（「働いていなかった」と無回答を除くとほぼ100%）であるのに対し、父親は2割にとどまっています。

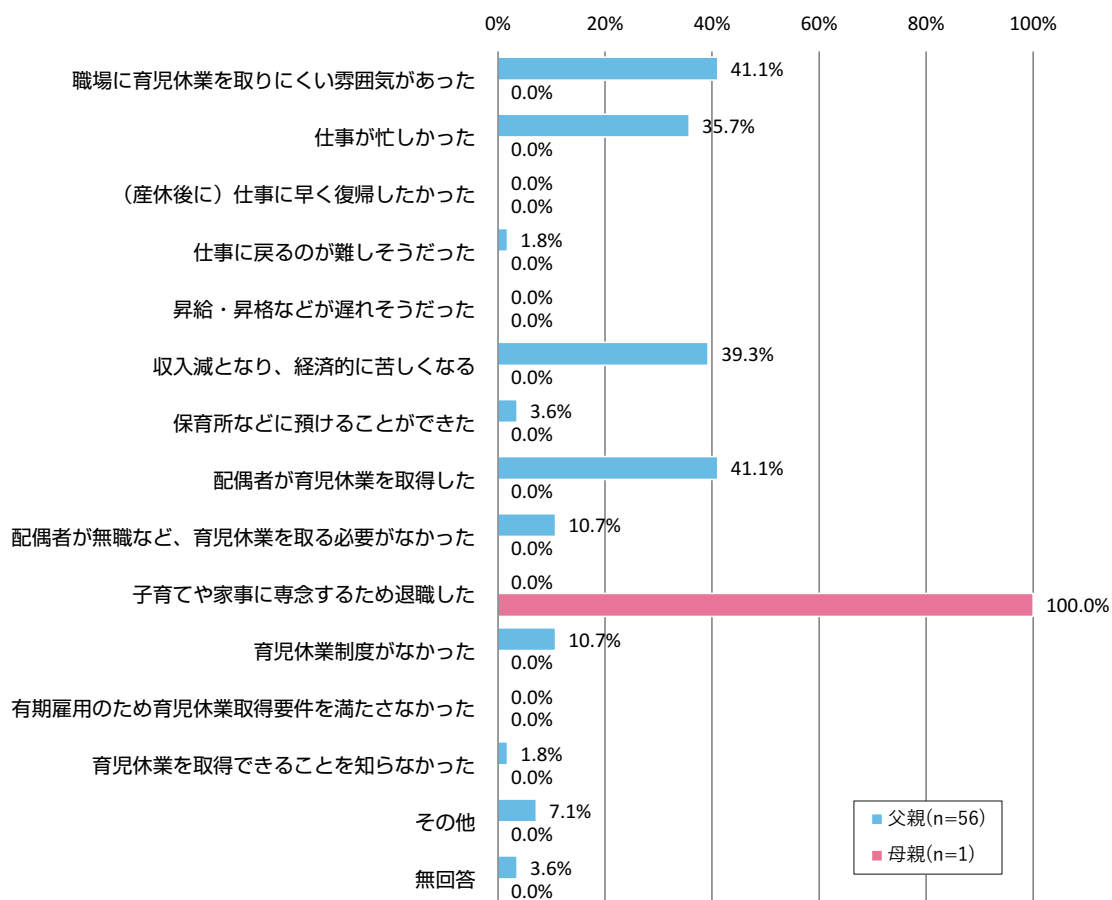
父親が育児休業を取得しなかった理由は、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「配偶者が育児休業を取得した」が41.1%と最も高くなっていますが、次いで「収入減となり、経済的に苦しくなる」が39.3%、「仕事が忙しかった」が35.7%となっており、育児休業を取得しやすい・取得できる環境づくりが求められていることがうかがえます。

【子どもが生まれた時の育児休業の取得状況】



【育児休業を取得しなかった理由（複数回答）】

（育児休業を取得していない人のみ）

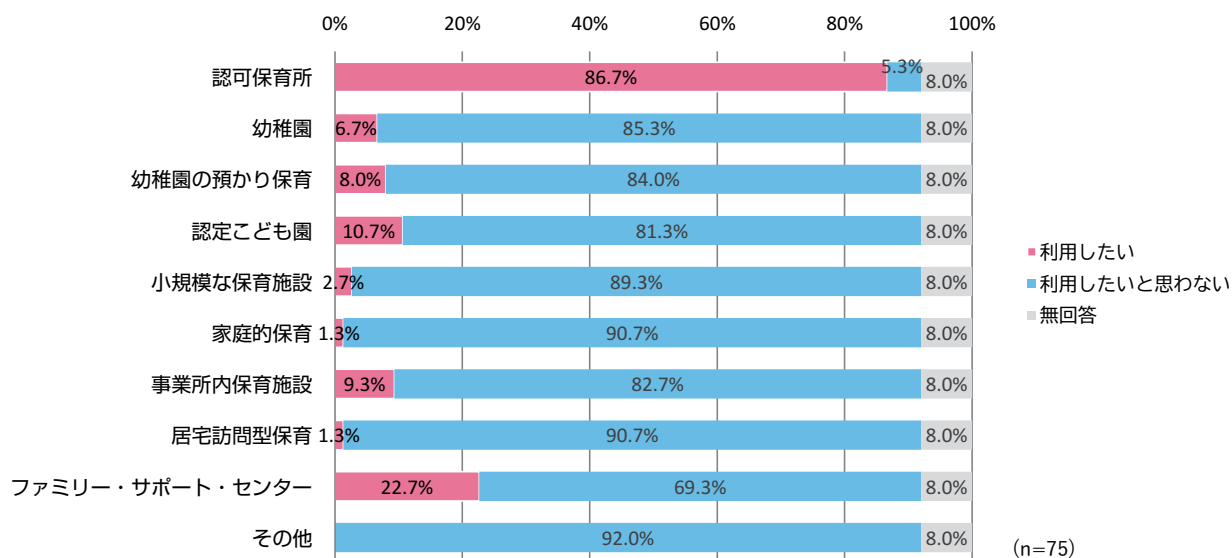


④ 平日の定期的な教育・保育事業の利用希望

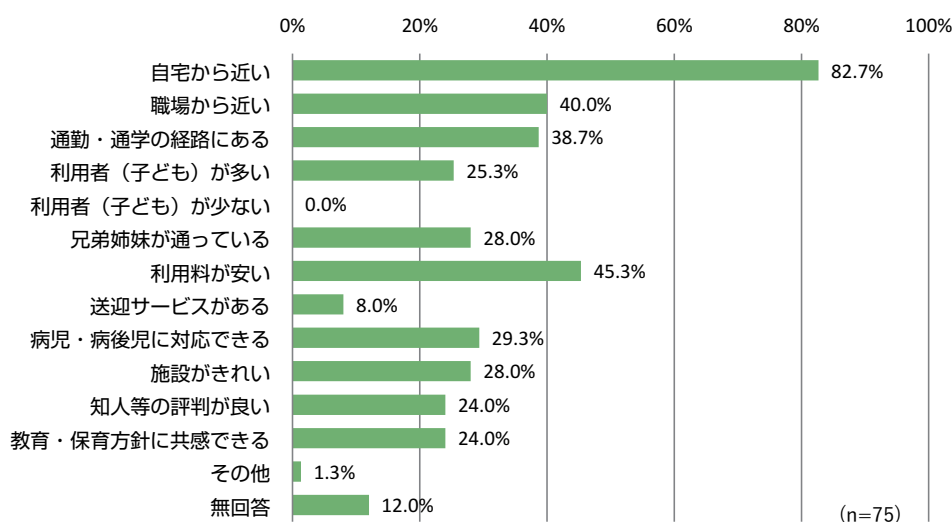
平日の定期的な教育・保育事業の利用希望は、「認可保育所」が9割弱と突出して高くなっており、その他では「ファミリー・サポート・センター」の希望が約2割となっています。

平日の教育・保育事業を選ぶ際に重視することは、「自宅から近い」が約8割と最も高く、「利用料が安い」が約45%で続いています。

【今後定期的に利用したい平日の教育・保育事業（複数回答）】



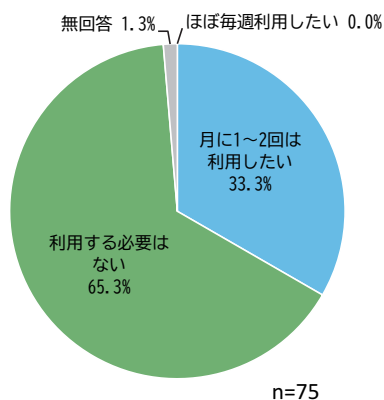
【平日の定期的な教育・保育事業を選ぶ際に重視すること（複数回答）】



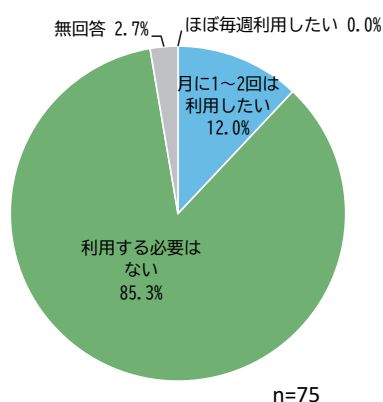
⑤ 土曜・日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望

土曜日の利用希望は約 3 割、日曜日・祝日の利用希望は約 1 割となっています。

【土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望】



【日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望】



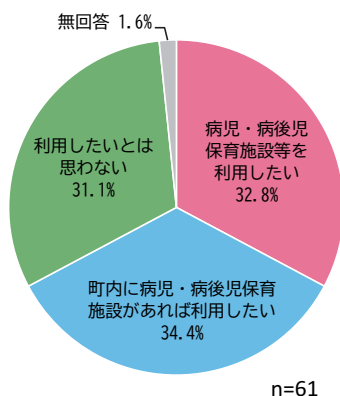
⑥ 病児・病後児保育の利用希望

病児・病後児保育については、過去 1 年間に子どもの病気やケガで通常の保育事業が利用できず父親もしくは母親が休んだ家庭の約 7 割が「利用したい」意向をもっています。

望ましいと思う事業の形態は、「病院に併設した施設で子どもを保育する事業」が約 8 割と最も高くなっています。

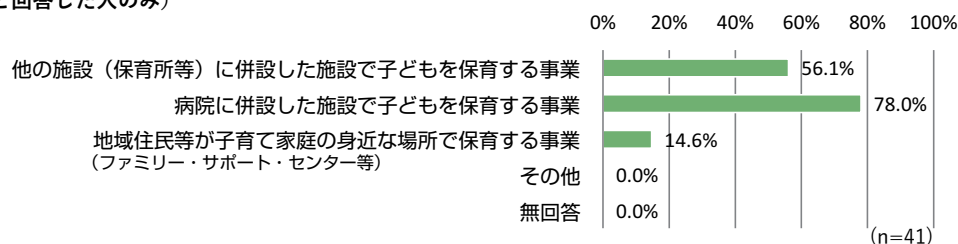
【病児・病後児保育の利用希望】

(子どもの病気やケガにより父親もしくは母親が休んだ経験のある人のみ)



【望ましいと思う病児・病後児保育事業の形態（複数回答）】

(利用したいと回答した人のみ)



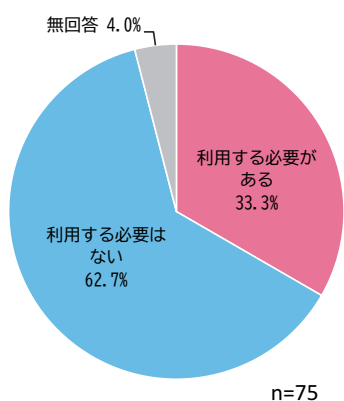
⑦ 不定期の教育・保育事業の利用希望

一時預かり等の不定期の教育・保育事業については、約 3 割が「必要がある」と回答しています。過去 1 年間に、保護者の用事のため子どもを泊まりがけで家族以外にみてもらう必要があった人は 4%となっています。

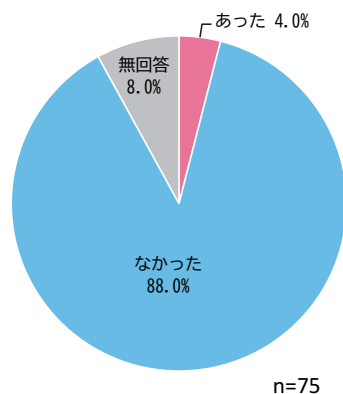
ファミリー・サポート・センター事業の利用希望については、約 3 割の人が「利用したい」と回答しており、そのうち、約 4 割の人が年間で「5～9 日」の利用希望があります。

ショートステイやトワイライトステイの利用希望はほとんどありませんでした。

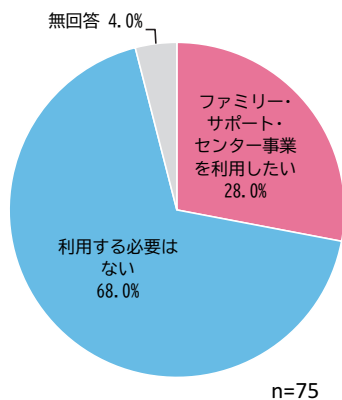
【不定期の教育・保育事業の利用の必要性】



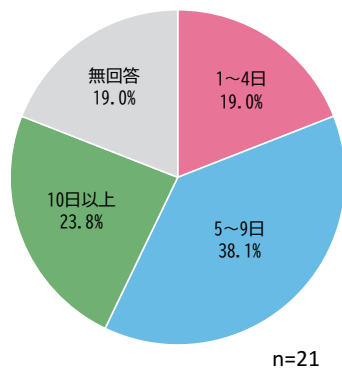
【過去 1 年間に、保護者の用事のため子どもを泊まりがけで家族以外にみてもらわなければならないことがあったか】



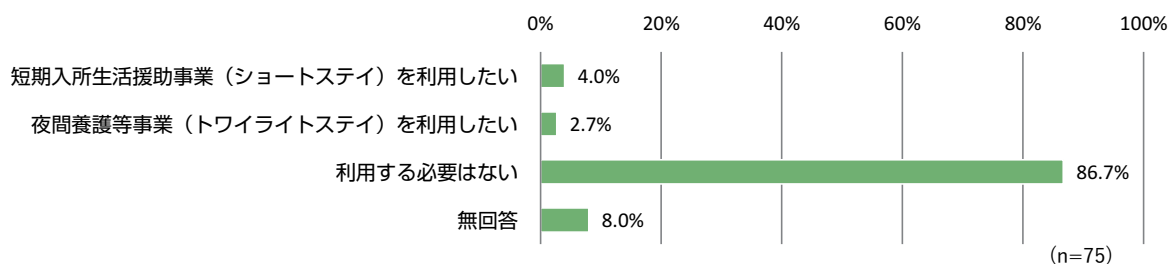
【ファミリー・サポート・センター事業の利用希望】



【ファミリー・サポート・センター事業を利用したい日数(日/年)】
(利用したい人のみ)



【ショートステイやトワイライトステイの利用希望】

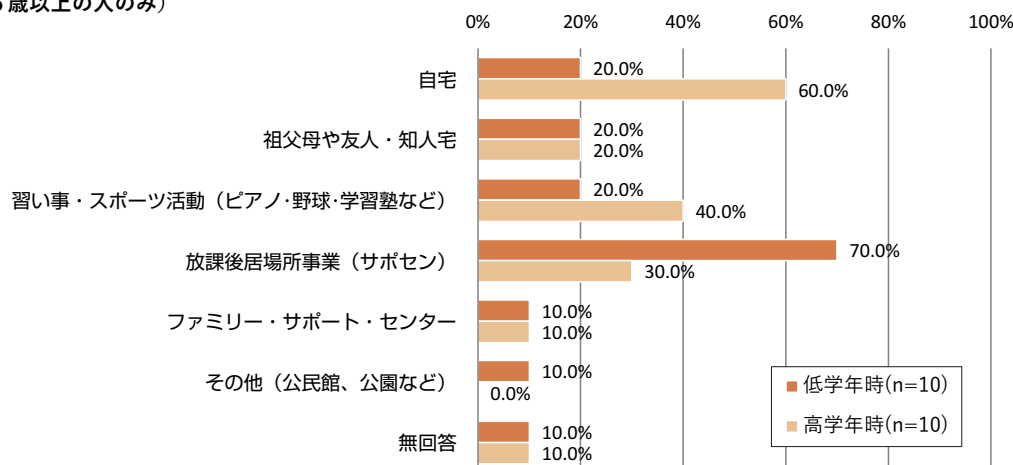


⑧ 小学校入学後、放課後過ごさせたい場所

小学校入学後、放課後過ごさせたい場所を低学年時、高学年時それぞれに聞いたところ、低学年時は「放課後居場所事業」、高学年時は「自宅」が最も高くなっています。ファミリー・サポート・センターを選択した人は1割にとどまっています。

【小学校入学後、放課後の時間を過ごさせたい場所（複数回答）】

（子どもが5歳以上の人のみ）

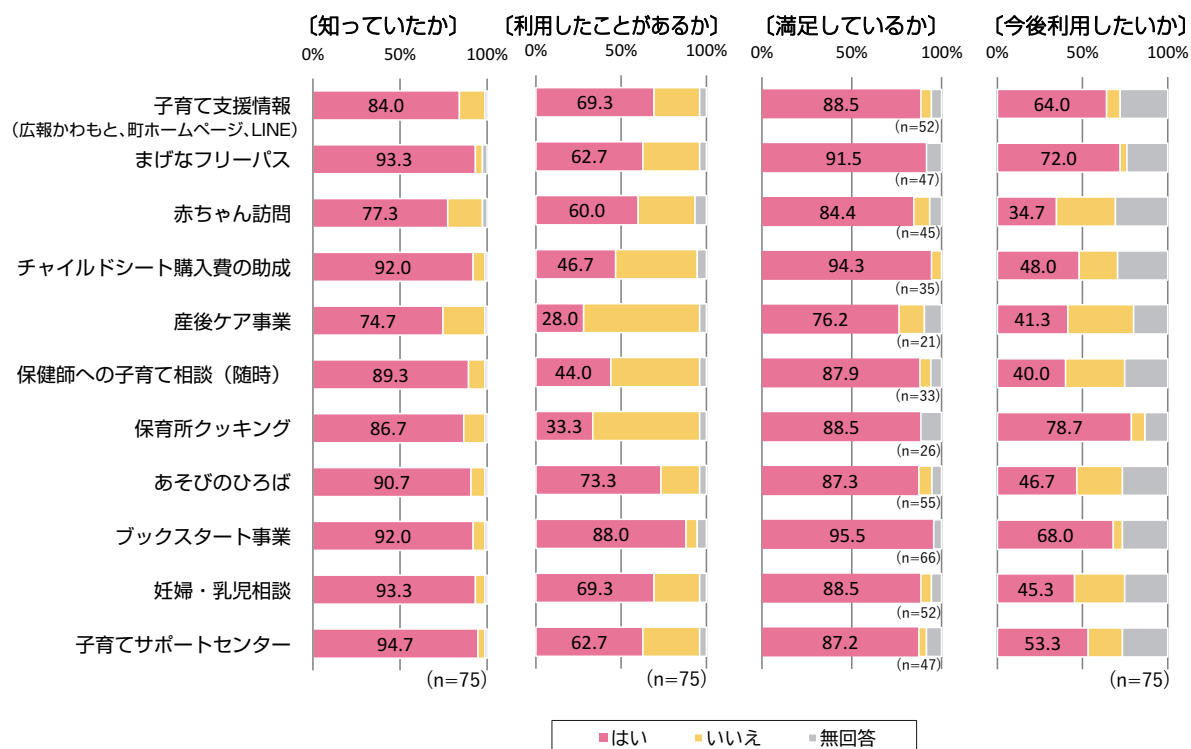


⑨ 町が実施している各種事業の認知度・利用経験・利用希望

各種事業の認知度については、「赤ちゃん訪問」、「産後ケア事業」を除き、それぞれ8~9割と高くなっています。各事業を利用している人の割合は、3割未満の事業から約9割の事業までばらつきがあります。

利用経験者の満足度は、どの事業も比較的高く、今後の利用希望では、「保育所クッキング」、「まげなフリーパス」、「ブックスタート事業」が他の事業と比べて高くなっています。

【町が実施している各種事業の認知度・利用経験・満足度・今後の利用希望】

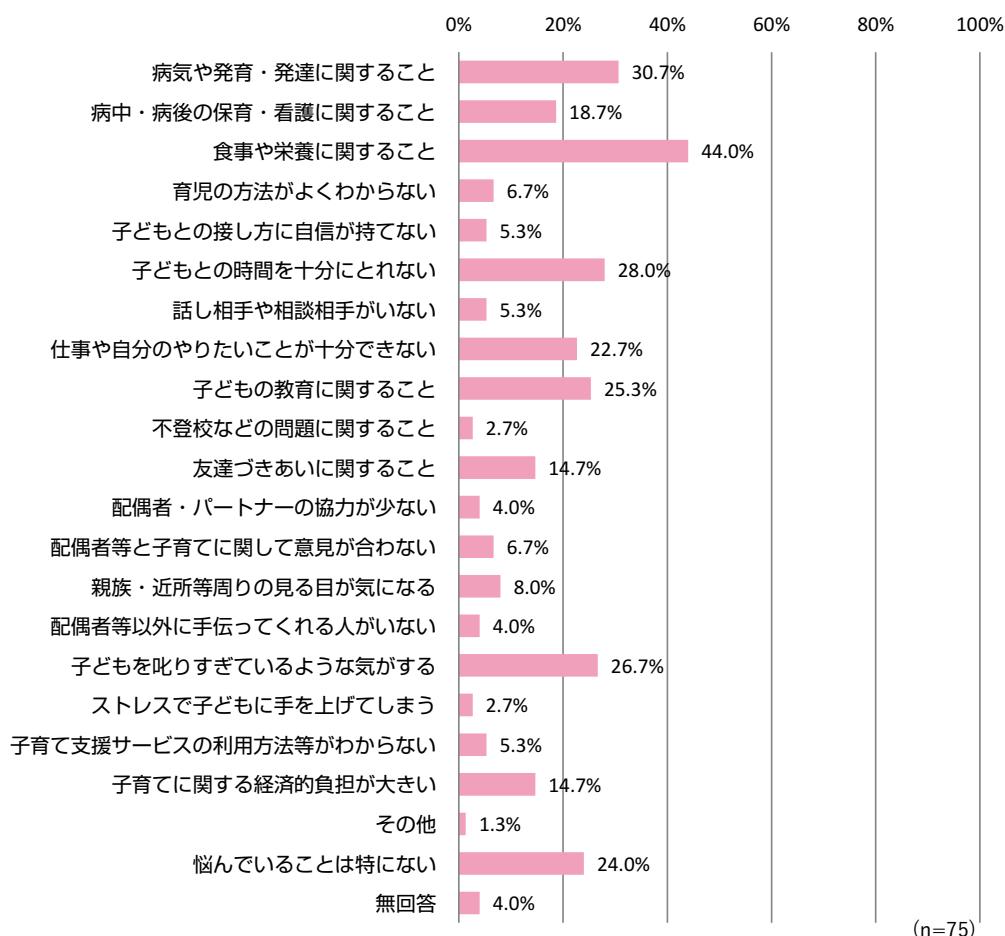


⑩ 子育てに関する悩み等

子育てに対して「特に悩んでいることはない」と回答した人は約 25%と少なく、多数の人が悩みを持っています。悩みの内容では、「病気や発育・発達に関すること」、「子どもの教育に関すること」といった子どもの発育や教育に関する悩みや、「子どもとの時間を十分にとれない」、「仕事や自分のやりたいことが十分にできない」など仕事と子育ての両立に関する悩み、また、「食事や栄養に関すること」、「子どもを叱りすぎているような気がする」といった項目が高くなっています。

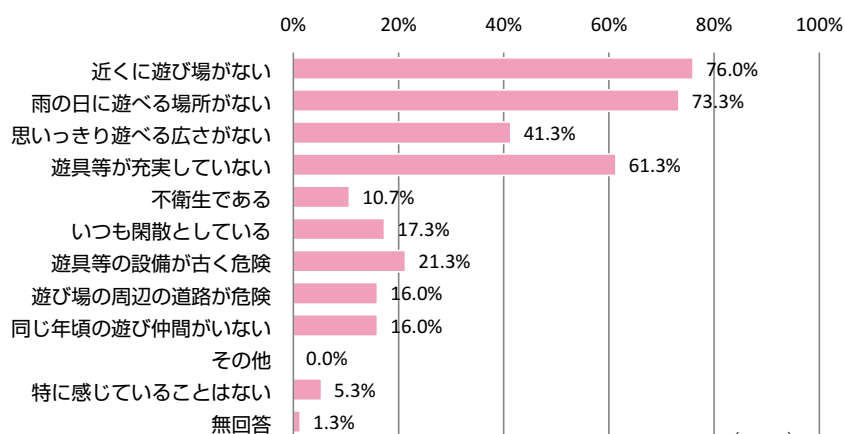
また、家の近くの遊び場については、「近くに遊び場がない」、「雨の日に遊べる場所がない」、「遊具等が充実していない」が突出して高くなっており、身近な場所での遊び場に不満を持っている人が多い結果となっています。

【子育てに関して日頃悩んでいること（複数回答）】



(n=75)

【家の近くの遊び場について日頃感じていること（複数回答）】

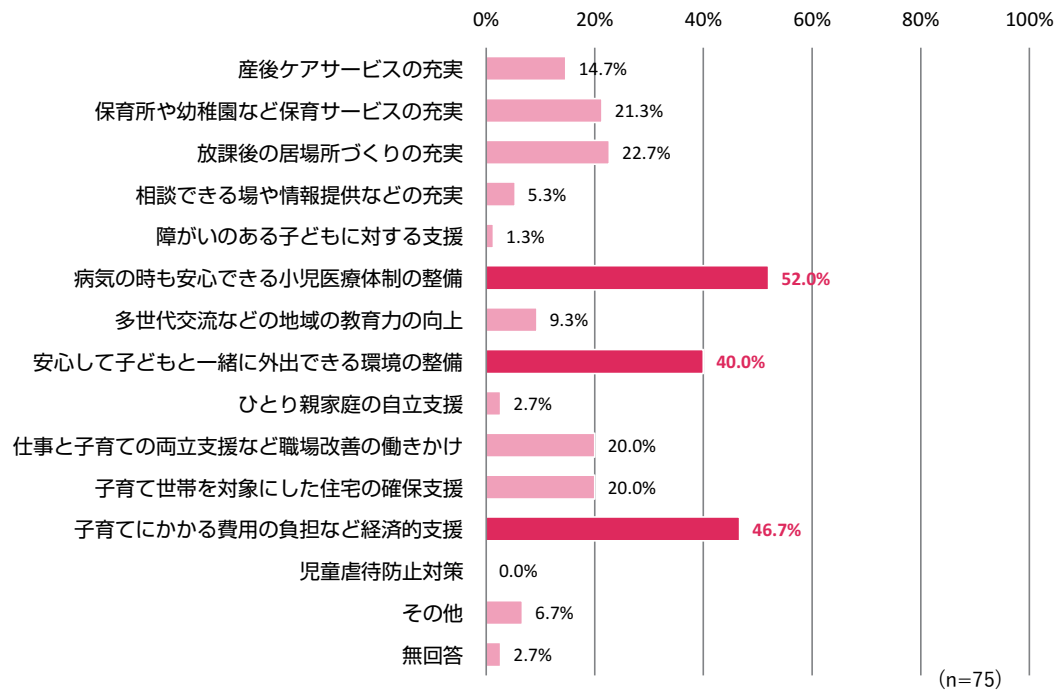


(n=75)

⑪ 町として重点的に取り組むべき施策

今後、町として重点的に取り組む必要性が高いと思う施策は、「病気の時も安心できる小児医療体制の整備」が 52.0%と最も高く、「子育てにかかる費用の負担など経済的支援」、「安心して子どもと一緒に外出できる環境の整備」といった項目が上位を占めています。

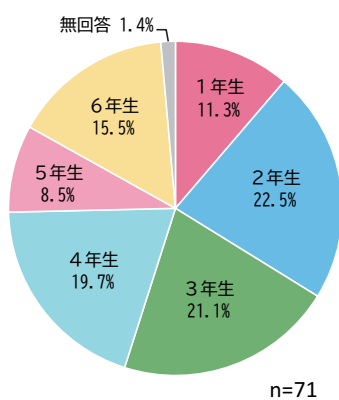
【川本町において重点的に取り組む必要性が高いと思う施策（複数回答：3つまで）】



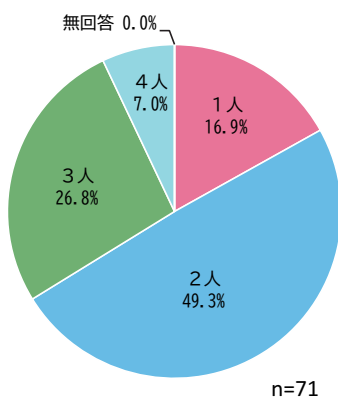
(2) 小学生児童調査

① 回答世帯（回答者）の属性

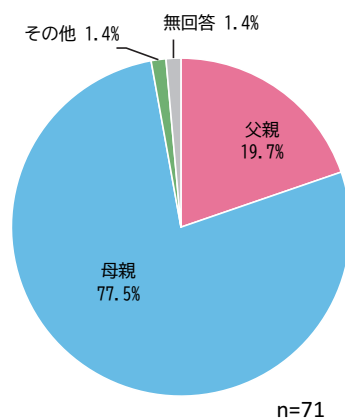
【子どもの年齢】



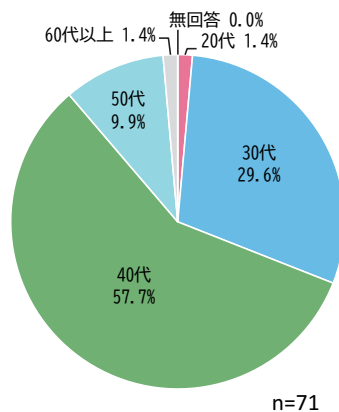
【子どもの人数】



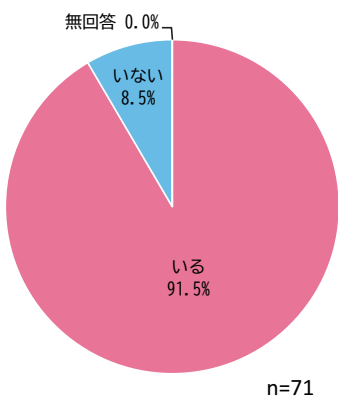
【回答者と子どもの関係】



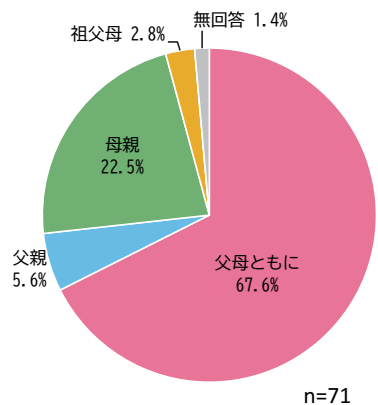
【回答者の年齢】



【回答者の配偶者の有無】



【主に子育てをしている人】

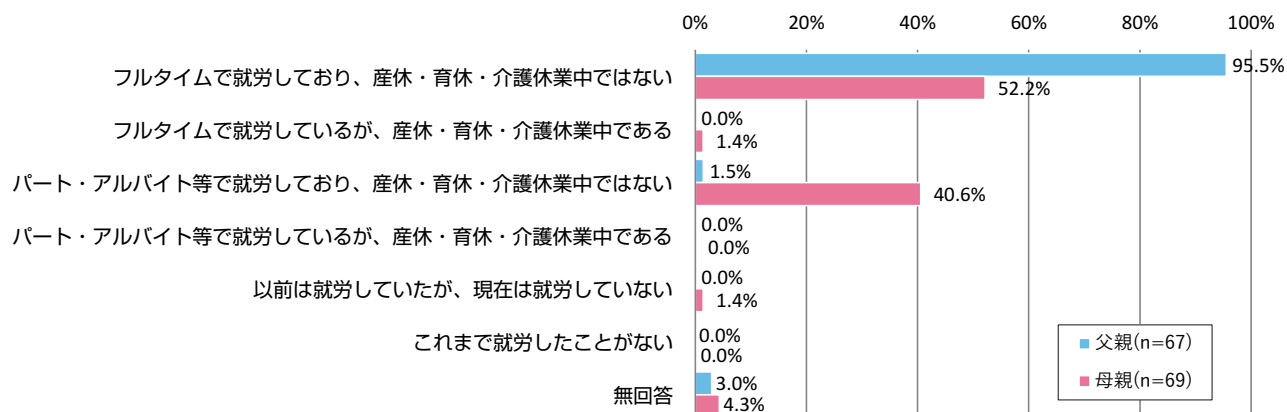


② 父親・母親の就労状況／日頃子どもをみてもらえる親族・知人等の状況

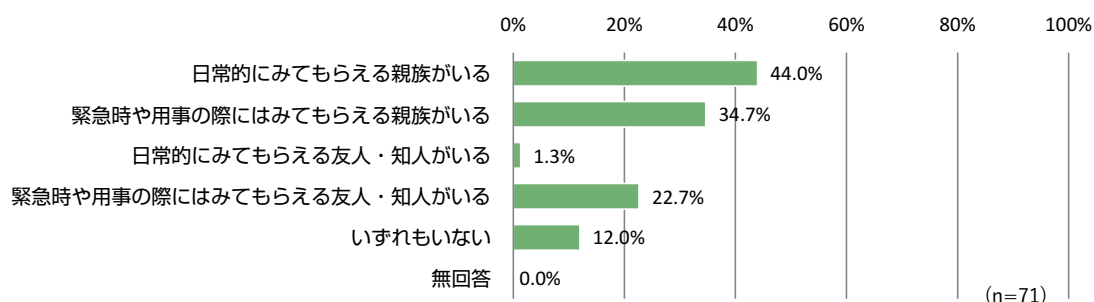
就労状況については、父親はフルタイム勤務が 95.5%と大多数を占め、母親は休業中を含めフルタイムが約 5 割、パート・アルバイト等が約 4 割、現在は未就労が約 1%となっており、就学前児童の回答世帯と比べると、母親のパート・アルバイト等での勤務の割合が高くなっています。

親族等からの支援についても、日常的にみてもらえる家庭が約 45%、親族に子どもをみてもらえる家庭で「安心してみてもらえる」とした家庭も約 6 割と就学前児童の回答世帯とほぼ同様となっています。

【父親・母親の就労状況】

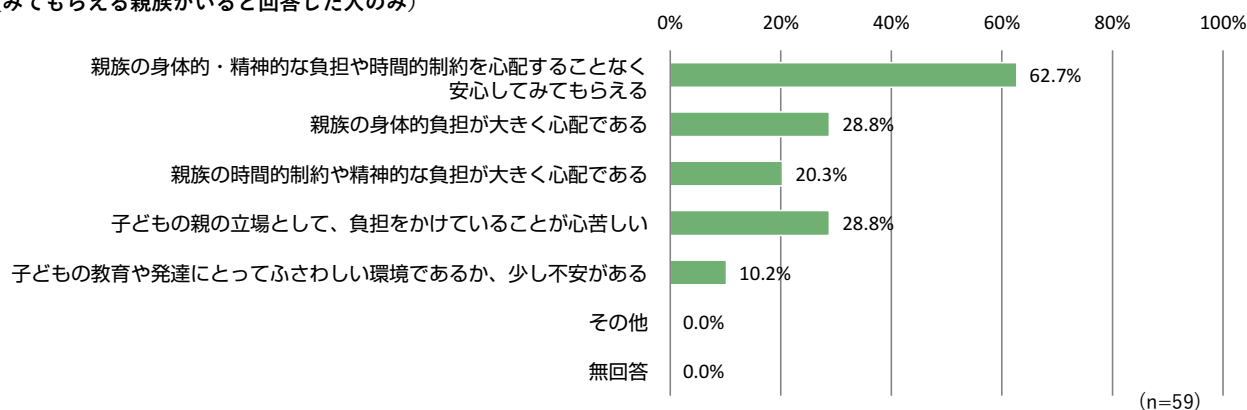


【日頃、子どもをみてもらえる親族・知人（複数回答）】



【親族に子どもをみてもらっていることに対する意識（複数回答）】

(みてもらえる親族がいると回答した人のみ)



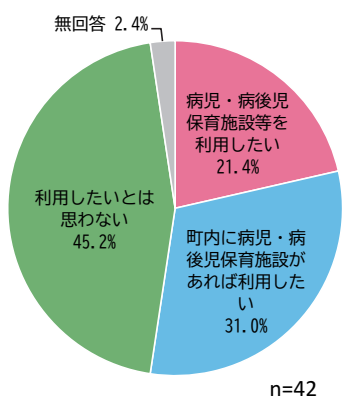
③ 病児・病後児保育、不定期の教育・保育事業の利用希望

病児・病後児保育の利用希望については、約半数となっており、一定の利用希望があります。

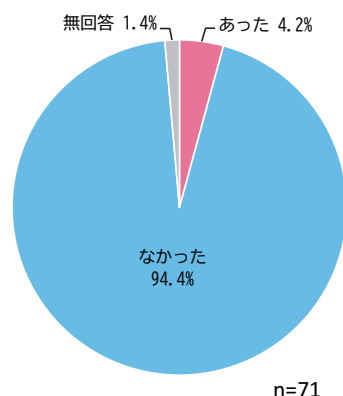
過去1年間に保護者の用事のため子どもを泊まりがけで家族以外にみてもらう必要があった人は約4%となっています。

ファミリー・サポート・センターは約25%の人が「利用したい」と回答しており、そのうち半数が年間10日以上の利用を希望しています。

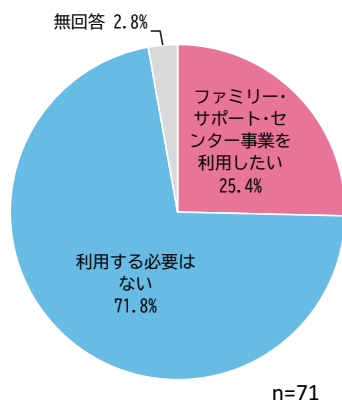
【病児・病後児保育の利用希望】
(子どもの病気やケガにより父親もしくは母親が休んだ経験のある人のみ)



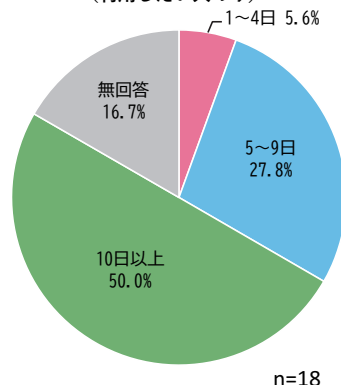
【過去1年間に、保護者の用事のため子どもを泊まりがけで家族以外にみてもらわなければならないことがあったか】



【ファミリー・サポート・センター事業の利用希望】



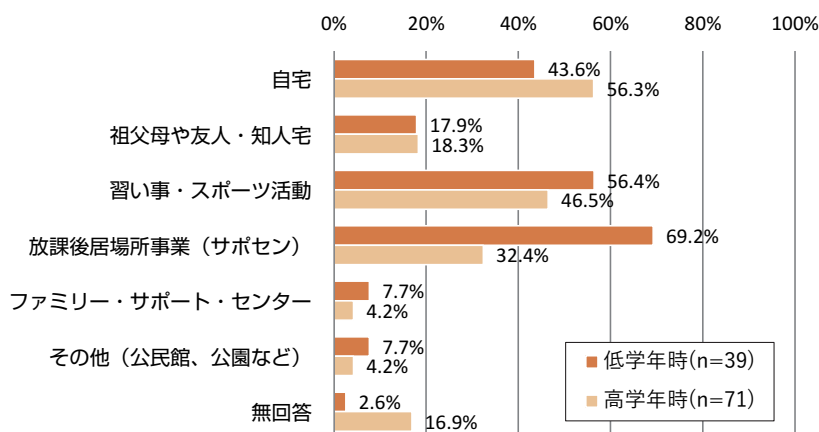
【ファミリー・サポート・センター事業を利用したい日数(日/年)】
(利用したい人のみ)



④ 子どもを放課後過ごさせたい場所

子どもを放課後過ごさせたい場所は、低学年時は「放課後居場所事業」が69.2%と最も高くなっていますが、高学年時では「自宅(56.3%)」が高くなっており、「放課後居場所事業」は32.4%にとどまっています。

【放課後の時間を過ごさせたい場所(複数回答)】

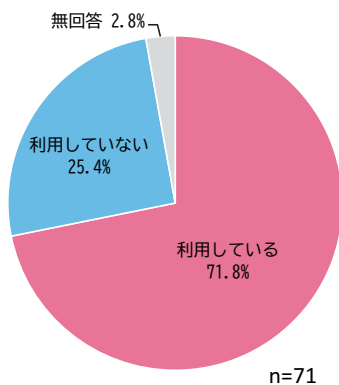


⑤ 放課後居場所事業について

放課後居場所事業を利用している世帯は 71.8%となっており、利用世帯の満足度は、「大変満足」と「どちらかといえば満足」を合わせると約 7 割です。

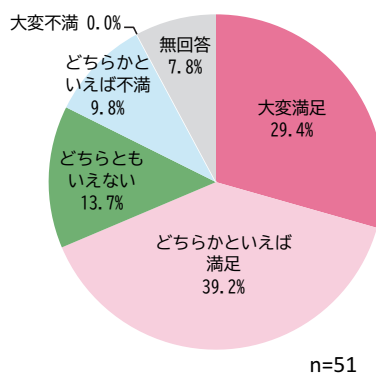
利用世帯の今後の事業に対する希望は、「学習・生活習慣づくりの充実」が約 4 割で、「現在のままでよい」が 3 割強の世帯から出されています。

【放課後居場所事業の利用状況】



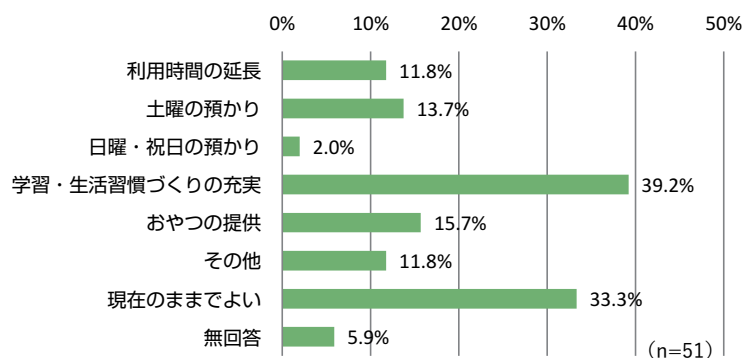
【放課後居場所事業の満足度】

(利用している人のみ)



【放課後居場所事業に対する希望（複数回答）】

(利用している人のみ)

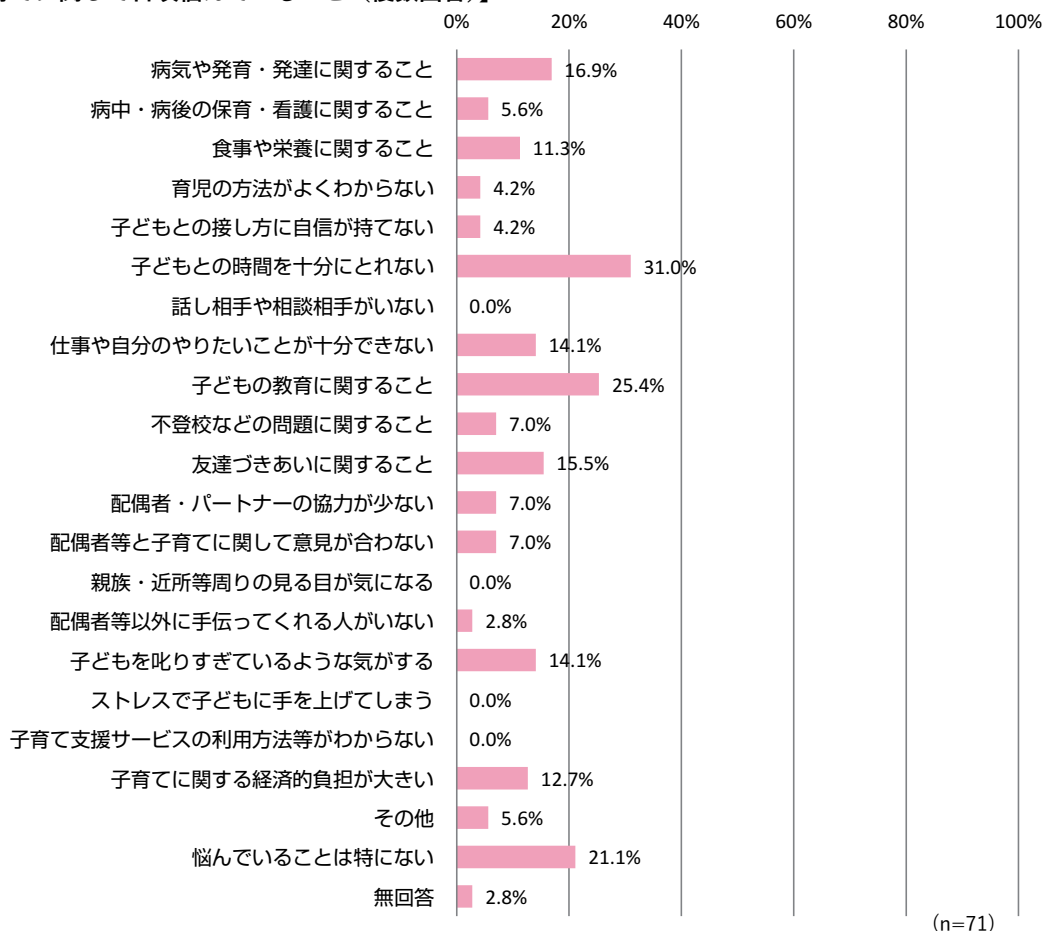


⑥ 子育てに関する悩み等

子育てに対して「特に悩んでいることはない」と回答した人は約2割となっており、約8割の人が悩みを持っています。悩みの内容では、「子どもとの時間を十分にとれない」が31.0%と最も高く、次いで「子どもの教育に関すること」が25.4%となっています。

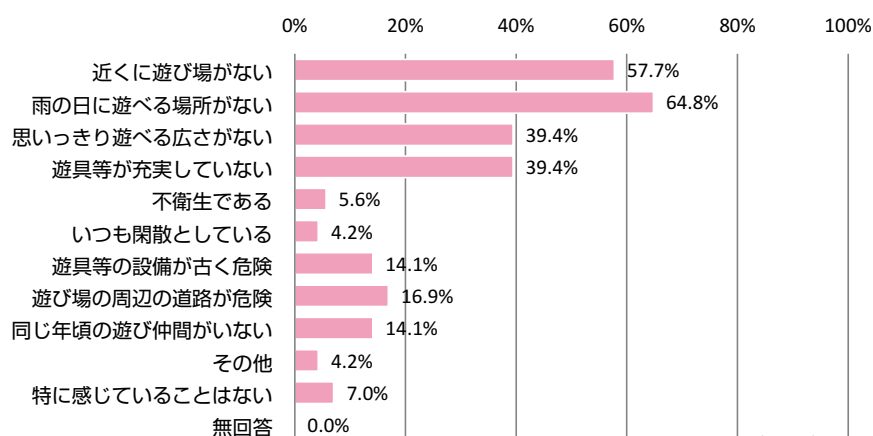
また、家の近くの遊び場については、就学前児童の世帯ほど高くはないものの「雨の日に遊べる場所がない」が約65%、「近くに遊び場がない」が約6割、「思いっきり遊べる広さがない」、「遊具等が充実していない」が約4割となっており、身近な場所での遊び場に不満を持っている人が多い結果となっています。

【子育てに関して日頃悩んでいること（複数回答）】



(n=71)

【家の近くの遊び場について日頃感じていること（複数回答）】



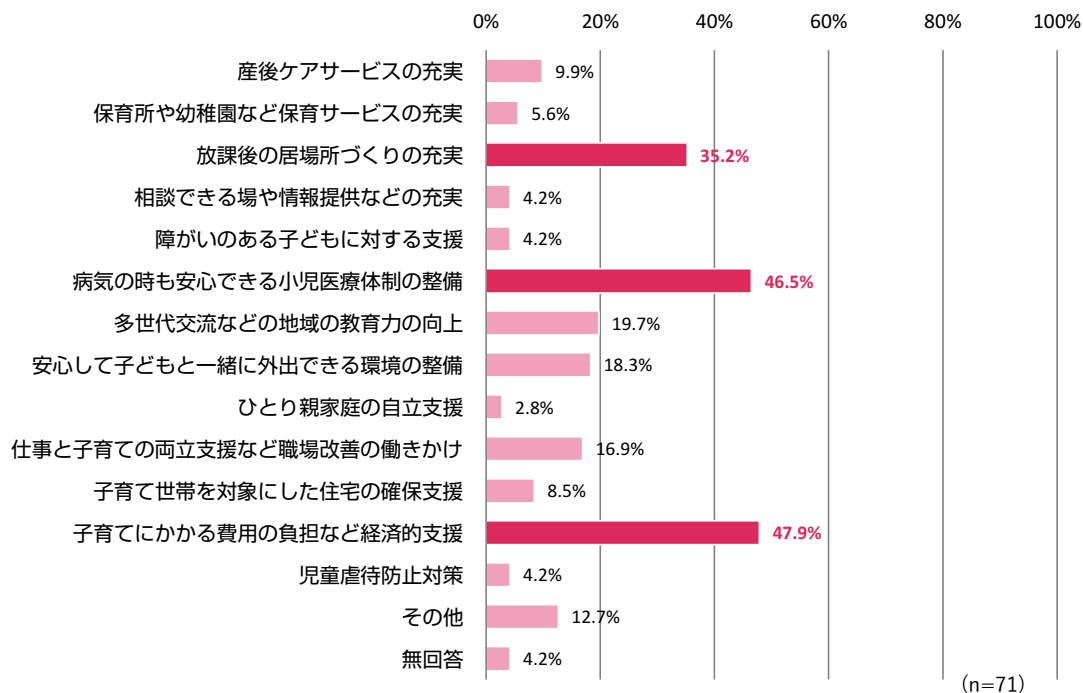
(n=71)

⑦ 町として重点的に取り組むべき施策

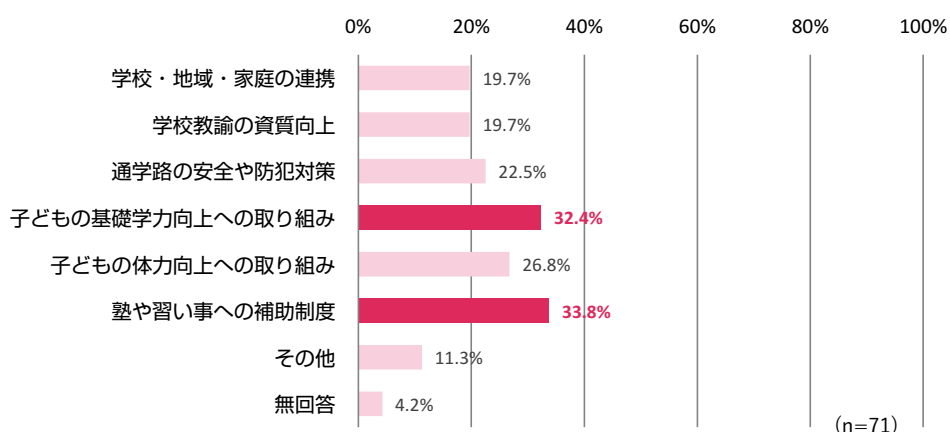
今後、町として重点的に取り組む必要性が高いと思う施策は、「子育てにかかる費用の負担など経済的支援」が47.9%、「病気の時も安心できる小児医療体制の整備」が46.5%と就学前児童の世帯と同様に最も高くなっています。また、「放課後の居場所づくりの充実」も35.2%と高くなっています。

一方、これからの教育環境について、今後特に強化を望むことでは、「塾や習い事への補助制度」が3割強、「子どもの基礎学力向上への取り組み」が約3割、「子どもの体力向上への取り組み」が約25%となっています。

【川本市において重点的に取り組む必要性が高いと思う施策（複数回答：3つまで）】



【これからの教育環境について、今後特に強化を望むこと（複数回答：2つまで）】



第4章 計画の基本方針

1. 基本理念

乳幼児期は人格形成の基礎を培い、学童期は生きる力を育むため、調和のとれた発達を図る重要な時期です。これらの時期は、子どもたちが人として生きていく土台をつくるため、地域住民が一体となって支え、人間関係を構築するための基礎づくりや心身の健全な発達を通じて、一人ひとりの個性が尊重され、自己肯定感をもって育まれる環境づくりが必要です。

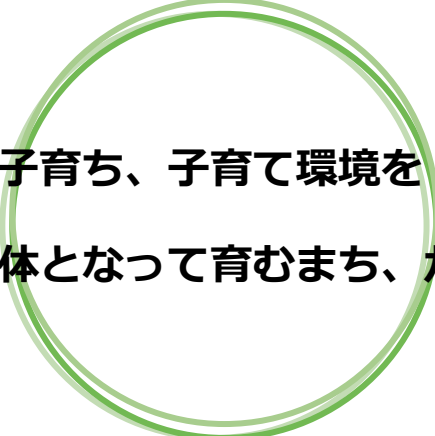
また、子育て・子育てとは、子どもの成長等を通じて親も親として成長していく喜びや生きがいをもたらす尊い営みであり、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えながら、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことが必要です。

さらに、子ども・子育て支援法において「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本としており、子どもの視点に立ち、子どもにとって最もよい選択を行っていく必要があります。

また、令和5年4月に施行されたこども基本法により、市町村はこども大綱や都道府県の定めるこども計画を勘案してこども施策についての計画を定めるよう努めることとされています。

これらを踏まえ、川本町がこれまで取り組んできた子育て事業や子育て環境のさらなる充実に向け、「川本町子ども・子育て支援事業計画」を推進するうえでの基本理念を「子育て、子育て環境を地域が一体となって育むまち、かわもと」と設定します。

基本理念



子育て、子育て環境を
地域が一体となって育むまち、かわもと

2. 基本目標

基本理念に基づき、本計画の基本目標を下記のとおり設定します。

目標1 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり

子育て世代が安心して生活し、子育てができるよう、生活環境の整備を促進するとともに、医療機関などの関係機関と連携し、母子ともに健康な子育て環境の充実を図ります。

また、父親、母親が子育てを協力しあい、子育てと仕事とのバランスが保てるように、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及に努め、多様な働き方の実現および男性を含めた働き方の見直しを推進し、仕事と子育ての両立を支援します。

目標2 子どもが健やかにたくましく育つ環境づくり

次代の親が子育てに喜びを感じ、子育てに真剣に取り組めるよう、子どもの心身の健やかでたくましい成長に資する教育環境づくりを目指します。

また、障がいのある子どもを養育している家庭やひとり親家庭、児童虐待の疑いのある家庭等の特別な配慮を必要とする家庭等に対して、子どもの最善の利益となるよう、関係機関と連携し適切な支援を提供します。

目標3 子育てと育ちを地域で支える環境づくり

町内で活躍する様々な子育て支援グループや施設間のネットワークを強化し互いに連携することで、子育て世代がひとりで悩みを抱え込まず、安心して子育てできるような環境を構築するため、地域で子育てを積極的に支援します。

また、心身ともに健やかでたくましい次代の親を育むため、地域の人々との交流機会を積極的に持つなど、地域で子育てを支える環境づくりを目指します。

第5章 施策の展開

基本理念、基本目標を踏まえ、以下の体系で施策を展開し、その推進に取り組んでいきます。

基本理念

子育て、子育て環境を地域が一体となって育むまち、かわもと

基本目標

施策の展開方向

講ずる施策

1

安心して子どもを産み、
育てることができる
環境づくり

1 保育サービスの充実

- ①多様な保育ニーズに応えるサービスの提供
- ②子育て情報の充実

2 子育て家庭にかかる経済的負担の軽減

- ①子育てに関する各種助成・手当の支給

3 安心して遊び生活することができる環境の整備

- ①安心して親子で遊べる公園の整備
- ②子育て世代の良好な居住環境の確保
- ③安全な道路環境の整備

4 妊娠、出産及び不妊への支援の充実

- ①妊産婦に対する支援の充実
- ②不妊に対する支援の充実

5 子どもの心と体の健やかな発達の促進と育児不安の軽減

- ①乳幼児検診・乳幼児相談等の場を活用した親子の健康支援の充実と育児不安の軽減
- ②親の健康管理の推進

6 小児保健医療の充実

- ② 地域医療の充実
- ②感染症予防のための個別予防接種の推進
- ③事故防止対策の推進

2

子どもが健やかに
たくましく育つ
環境づくり

1 小児期からの生活習慣病予防対策と歯科保健対策の推進

- ①生活習慣病予防対策の推進
- ②歯科保健対策の推進

2 思春期の保健教育の推進

- ①生と性を育む保健教育の充実

3 配慮を要する子どもや家庭への支援の充実

- ①児童虐待防止対策の推進
- ②ひとり親家庭に対する支援の充実
- ③障がいのある子どもとその家庭に対する支援の充実

4 教育環境の充実

- ①次世代を育む体験学習の充実
- ②幼児教育の充実

3

子育てと子育てを
地域で支える
環境づくり

1 子どもの居場所づくり

- ①地域における放課後等の子どもの居場所の提供

2 子育て中の親子交流・相談の場づくり

- ①親子同士が気軽に交流できる場の提供

3 地域全体・全ての世代での子育て支援

- ①地域全体で子育て支援に取り組むための意識啓発
- ②子どもの生きる力の育成と地域・家庭の教育環境の整備

目標 1 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり

核家族化の進展や女性の社会進出など社会環境の変化により、母親は育児に対する不安や負担、孤立感を抱えやすい状況にあります。

本町では、これまで、妊娠中から出産・乳幼児期を通して、健やかな成長・発達と育児不安の軽減、育児支援を図るためのサービスの充実に努めるとともに、保育サービスをはじめ、各種子育て支援サービスについて、本町に求められる内容や量をその時々において見極めながら、子育てを支援できる体制づくりに努めてきました。

今後も、母子の健康の確保や、柔軟な保育サービス提供体制の充実、子育て世代の負担軽減などに向けた施策・事業を展開し、安心して子どもを産み、育てることができる環境づくりに努めます。

(1) 保育サービスの充実

①多様な保育ニーズに応えるサービスの提供

【現状と課題】

本町には3箇所の保育所（川本保育所、因原保育所、川本北保育所）があり、通常保育に加え延長保育、一時保育（川本保育所）、障がい児保育（川本保育所、因原保育所）を実施し、多様な保育のニーズに対応しています。保育所の利用定員は、利用児童数の減少により、令和5年度に川本保育所は60人から50人に、因原保育所は30人から20人に変更しています。

また、平成27年度から、全ての保育所において、全ての年齢児に炊きたてのご飯を提供する「保育所完全給食事業」を実施しています。

一方、ニーズ調査において利用希望の高かった病児・病後児保育については、現在町内では対応ができておらず、公立邑智病院（邑南町）が実施している事業を利用されている状況です。これまでも町内での実施に向け検討を行ってきましたが、運営方法や実施場所の問題等から現時点では実施に至っていません。令和6年4月からは広島広域都市圏での病児・病後児保育事業の相互利用が始まりましたが、邑智病院以外には実施施設が近隣市町村にはなく、利用ができないのが現状です。

【取り組みの方向】

引き続き、地域のニーズを的確に把握しながら、通常保育に加え延長保育、一時保育、障がい児保育を実施します。また、新たにファミリー・サポート・センター事業を開始するとともに（P36に詳細記載）、町内での病児・病後児保育の実施に向け検討を進め、誰もが必要なときに安心して保育サービスが利用できるよう、柔軟かつ多様な保育サービスの提供に取り組めます。

【主な実施施策・事業】

- ① 通常保育の実施【継続】
- ② 特別保育（延長保育・一時保育・障がい児保育）の実施【継続】
- ③ 特別保育（病児・病後児保育）の実施に向けた検討、実施【継続】
- ④ 保育所完全給食事業の実施【継続】
- ⑤ ファミリー・サポート・センター事業の実施【新規】

②子育て情報の充実

【現状と課題】

「広報かわもと」や町のホームページへの子育て支援情報の掲載を、全庁的に情報を集約して行っているほか、川本町子育て世代包括支援センターにて作成した子育て支援情報パンフレットや令和5年度から運用を始めた町公式LINEを活用して子育て支援情報の発信を図っています。

しかしながら、ニーズ調査では広報紙・ホームページ・LINEによる子育て支援情報の利用者は約7割にとどまっており、情報の充実に加えて、子育て世代に伝わりやすい情報発信の仕方を検討していく必要があります。

【取り組みの方向】

町の広報紙やホームページ、LINEによる情報発信と対象者への周知を継続するとともに、母子手帳アプリの導入など、ICTを活用した情報発信について検討を行います。

また、子育てサポートセンターや民間の子育てグループ等と連携し、子育て世代に伝わりやすい情報発信の仕組みづくりを検討します。

【主な実施施策・事業】

- ① 広報紙・ホームページ・LINEによる子育て情報の発信【継続】
- ② 母子手帳アプリの導入などICTを活用した情報発信の検討【新規】
- ③ 子育て世代に伝わりやすい情報発信のあり方の検討【継続】

(2) 子育て家庭にかかる経済的負担の軽減

①子育てに関する各種助成・手当の支給

【現状と課題】

本町では、子育て家庭にかかる経済的負担の軽減を図るべく、保育料の完全無償化を実施するとともに、保育所及び小中学校（令和6年2月から）における給食費の全額助成を実施しています。また、医療費についても高校卒業までの全額助成を実施しています。さらに、経済的支援に加えて乳幼児の交通安全推進のため、チャイルドシート購入費の2分の1助成を実施しています。また、子どもフリーパス事業として、町内在住の高校生以下の子どもに対し、町内の公共施設（温泉・プール・トレーニングルーム等）やスクールバス、文化ホールでの文化・芸術公演等を無料で利用できるパスポート「まげなフリーパス」を発行しています。

【取り組みの方向】

子育て家庭にかかる経済的負担を軽減するため、保育料の完全無償化、保育所及び小中学校での給食費の全額助成、子ども医療費の全額助成を継続して実施するとともに、制度の周知を徹底し、利用促進を図ります。また、子どもフリーパス事業についても、子育て家庭の負担軽減や利用促進を図ることを目的に継続します。

【主な実施施策・事業】

- ① 保育料の完全無償化【継続】
- ② 保育所及び小中学校における給食費の全額助成【継続】
- ③ 子ども医療費の全額助成（高校卒業まで）【継続】
- ④ チャイルドシート購入費の助成【継続】
- ⑤ 子どもフリーパス事業【継続】

（３）安心して遊び生活することができる環境の整備

①安心して親子で遊べる公園の整備

【現状と課題】

本町には身近に遊べる公園等が少なく、ニーズ調査でも「近くに遊べる場所がない」、「遊具等が充実していない」といった意見が非常に多く出されており、身近な遊び場に対する強い要望があります。

【取り組みの方向】

親子連れが安心して遊べる公園、遊び場の整備について検討します。また、既存の都市公園については、長寿命化修繕計画を策定し適切な維持管理を行い、安心・安全な公園の維持管理を実施します。

【主な実施施策・事業】

- ① 公園・遊び場の整備の検討【継続】
- ② 公園の適切な維持管理【新規】

②子育て世代の良好な居住環境の確保

【現状と課題】

平成 26 年度から令和 6 年度にかけて、三原、木路原、多田、因原地区に定住促進住宅を 27 戸整備し、27 世帯、計 108 人の入居が予定されています。27 戸の募集に対して延べ 126 世帯の応募があるなど定住促進住宅に対するニーズは非常に高いものの、新婚世帯や幼少児のいる世帯（家族形成期）向けの良質な賃貸住宅が不足しており、将来的な持ち家を促進するうえでも家族形成期を支援する住宅整備の必要があります。

【取り組みの方向】

町有地や条件の良い民有地等に、子育て世帯を対象とした集合型賃貸住宅の整備等を計画的に進めます。

【主な実施施策・事業】

- ① 定住促進住宅（集合型賃貸住宅）の整備【継続】

③安全な道路環境の整備

【現状と課題】

弓市地区の街なかの道路については、商業店舗をはじめ、学校や病院への通学・通院路となっていることから、歩道設置や歩行者優先のカラー舗装が行われています。また、川本大橋前後区間の歩道設置については完了し、安全が確保されたものの、川本東大橋左岸側は依然として歩道等のない道路があり、改善が求められます。

児童の安全確保を図るため、通学路をはじめとする歩行者の多い道路については、引き続き点検を行い、ハード・ソフト両面からの安全確保対策が求められます。

【取り組みの方向】

川本東大橋左岸側の歩道未設置箇所の歩道整備を要望していきます。併せて、弓市地区の歩行者の安全性向上に寄与する県道川本波多線川本バイパスの早期着手を要望していきます。

また、平成26年度に設置した「川本町通学路安全推進会議」において、関係機関が相互に連携・協働して、通学路の安全確保に向けた取り組みを行います。

【主な実施施策・事業】

- ① 川本東大橋左岸側の歩道未設置箇所の歩道整備に向けた要望【継続】
- ② 県道川本波多線川本バイパスの早期着手に向けた要望【新規】
- ③ 川本町通学路安全推進会議の開催による通学路の安全確保【継続】

（４）妊娠、出産及び不妊への支援の充実

①妊産婦に対する支援の充実

【現状と課題】

母子健康手帳の交付時に行うアンケートを基に、保健師や栄養士が相談に応じているほか、妊婦・産婦健診及び出産後の産婦訪問指導（乳児家庭全戸訪問）を行っています。また、月1回の妊婦・乳幼児相談及び役場健康福祉課に相談窓口を設け、何か事案が生じる恐れがあったときに迅速に対応できる体制を確保しています。さらに、産後4か月までの産婦を対象に、助産院に委託し授乳・育児指導・心理的サポート等の産後ケア事業を行っています。

育児に取り組む親が、家族・地域・専門機関などに支えられながら安心して妊娠・出産期を過ごせるように、引き続き、支援体制の充実を図っていく必要があります。

【取り組みの方向】

ひとりで孤独に子育てしているのではなく、家族・地域・専門機関などに支えられながら安心して妊娠・出産期を過ごせるように、母子健康手帳交付時からの関わりをもちながら、支援体制の充実を図っていきます。

遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、当該分娩取扱施設までの移動にかかる交通費等の助成を行い、妊婦の経済的負担の軽減を図ります。

また、仲間づくりの場として、子育て支援事業の参加を勧奨します。さらに、就労妊産婦の労働環境について、事業所等に対して国や県の動向や取り組みなどについて周知を図ります。

【主な実施施策・事業】

- ① 母子健康手帳交付時の妊婦健康相談【継続】
- ② 妊婦健康診査【継続】
- ③ 妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業【新規】
- ④ 妊婦相談【継続】
- ⑤ 産婦訪問指導【継続】
- ⑥ 産婦健康診査【継続】
- ⑦ 産後ケア事業【継続】

②不妊に対する支援の充実

【現状と課題】

近年、女性の就業率の向上などから結婚後すぐには子どもを望まない生活をしている場合や、晩婚化の進行、不況による経済基盤の脆弱化などにより子どもを出産する年齢が高くなっています。そのため、妊娠しやすい時期を逃してしまい、不妊に悩む夫婦が増加しています。不妊に悩む夫婦に対して、正しい情報の提供や、心理的な問題への対応が必要です。

本町では、役場健康福祉課に相談窓口を設け、不妊に関する情報提供・相談対応を実施するとともに、経済的支援として、平成 25 年 10 月から特定不妊治療(現在の生殖補助医療)費及び一般不妊治療費の助成を実施し、令和 4 年 4 月からは体外受精及び顕微授精等が医療保険の適用となり、生殖補助医療費についての助成を実施しています。

【取り組みの方向】

子どもを生み育てたいと願っている夫婦に対し、引き続き不妊に関する情報を提供し、気軽に相談できる体制を確保するとともに、不妊治療等に要する費用の助成を行い、経済的な負担の軽減を図ります。

【主な実施施策・事業】

- ① 生殖補助医療費助成【継続】
- ② 一般不妊治療費助成【継続】
- ③ 男性不妊検査費助成【継続】
- ④ 不妊に関する相談窓口の設置及び知識・情報の普及啓発【継続】

(5) 子どもの心と体の健やかな発達の促進と育児不安の軽減

①乳幼児健診・乳幼児相談等の場を活用した親と子の健康支援の充実と育児不安の軽減

【現状と課題】

生後4か月までの乳児家庭の全戸訪問を行うとともに、乳幼児健診（4・5か月児／1歳6か月児／2歳児／3歳児／5歳児）及び年に3回実施している発達クリニックにより、心身の発育発達チェックを行い、異常の早期発見及び基本的な生活習慣確立のための支援を行っています。健診時に併せて、ブックスタートとして絵本を配布し、家庭での読み聞かせを啓発しています。また、月に1回、乳幼児相談を開催し、発育発達における異常の早期発見と、保護者の育児不安の解消につなげており、また、親同士の交流・情報交換の場にもなっています。

今後も、こうした事業を継続し、親と子の健康支援を図るとともに、親が抱える育児不安等に寄り添いながら、適切な支援を行っていく必要があります。

【取り組みの方向】

乳幼児健診・相談は、疾病、障がいの早期発見・早期治療（療育）及び育児不安や虐待予防など母親への育児支援の場としても重要であることから、今後とも健診体制の充実と相談しやすい環境に改善していきます。また、発達段階に応じた栄養指導、心の発育、う歯予防、早寝、早起等基本的な生活習慣の確立をめざします。

さらに、保育所等と連携し、子育て支援ファイルを活用しながら気になる子に対する早期支援と親の育てにくさに寄り添う支援に努めます。

【主な実施施策・事業】

- ① 乳児家庭全戸訪問（生後4か月までの乳児家庭）【継続】
- ② 乳幼児健康診査（4・5か月児／1歳6か月児／2歳児／3歳児／5歳児）【継続】
- ③ 発達クリニック【継続】
- ④ 妊婦・乳幼児相談【継続】
- ⑤ ブックスタート・ブックフォロー事業【継続】
- ⑥ 家庭教育研修（親学）【継続】

②親の健康管理の推進

【現状と課題】

検診の対象年齢になると、検診案内を個別送付しています。また、乳幼児健診時に母親に対して、検診の受診状況を併せて確認し、健康管理を促しています。検診の受診率向上に向け、日曜開催等も行っていますが、子育て世帯や働き盛り世代が多い40歳代からの受診率が低く、受診率の向上に向け、引き続き子育て中の親が受けやすい検診体制を検討する必要があります。

また、子育ては心身ともに負担の大きい活動であり、身体的な健康の維持増進だけでなく、精神的な健康が損なわれないような支援が求められます。本町では親子交流や親同士の交流・相談の場として子育てサポートセンターや保育所がありますが、今後もより身近で気軽に相談できるさまざまな場が求められます。

【取り組みの方向】

親が心身ともに健康であることが子育てにゆとりと活力を生み、子どもの健やかな成長につながることから、子育て中の親が受けやすい検診体制の整備を推進するとともに、育児ストレスの解消や子育ての悩みなどの相談、共有ができるような親同士の交流の場を地域の身近なところで増やしていきます。

【主な実施施策・事業】

- ① 健康診査（基本・がん検診等）【継続】
- ② 親同士の交流の場の提供【拡充】

（６）小児保健医療の充実

①地域医療の充実

【現状と課題】

町内に小児科、産婦人科の専門医がおらず、近隣市町の小児科、産婦人科を受診するためには、自家用車か公共交通機関が必要であり、緊急時等に受診する際には不便かつ不安な状況です。

ニーズ調査においても、町として重点的に取り組む必要性が高いと思う施策として、就学前児童の保護者、小学生児童の保護者ともに、「病気の時も安心できる小児医療体制の整備」は突出して高くなっており、小児医療の充実に対するニーズは非常に高くなっています。

【取り組みの方向】

小児医療は安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となることから、小児医療の専門科のない中山間地域の本町にとっては、県・医師会・近隣の医療機関等の協力のもと、連携を図りながら小児医療の充実に努めていきます。

また、育児不安への支援として、有所見のある妊婦や低体重児、多胎児出産の産婦に対して、医療機関との情報交換を行いながら、不安の軽減や健康管理についての関わりを充実させていきます。

②感染症予防のための個別予防接種の推進

【現状と課題】

感染症蔓延予防と個人の重症化予防のため、町外の医療機関でも予防接種が受けられるよう県医師会と広域化事業委託契約を締結するとともに、委託契約外の医療機関へは接種費の償還払い対応を行うなど、各医療機関と連携を図りながら予防接種の機会の確保とかかりつけ医による接種を推進しています。また、乳幼児相談や乳幼児健診時に接種勧奨を行うとともに、未接種の保護者に向け通知を送付するなどして予防接種の勧奨に努めています。

引き続き、医療機関と連携を図り、円滑に予防接種が受けられる体制を確保するとともに、未接種者に対して相談事業や健診等で適宜接種勧奨を行う必要があります。

【取り組みの方向】

かかりつけ医に相談しながら予防接種についての理解を深め、接種していくよう勧めます。また、乳幼児相談、乳幼児健診時に未接種者に対して接種を勧奨します。

【主な実施施策・事業】

- ① 関係機関との連携による接種勧奨【継続】
- ② 未接種児への接種勧奨【継続】

③事故防止対策の推進

【現状と課題】

子どもの死因の中で「不慮の事故」は、病気を含む全ての死因順位で毎年上位に上がっており、誤飲事故や窒息事故防止のため、乳幼児訪問や相談時にチラシの配布や保健指導などを行っています。また、乳幼児相談での「ぽかぽか子育てトーク」（親学）において、不慮の事故に関する学習機会の場を設けています。引き続き子どもの発達段階に合わせた事故防止対策の啓発が求められます。

【取り組みの方向】

不慮の事故の予防策や事故発生時の手当等に関する学習の場を関係機関と検討し、知識・技術の向上を図ります。また、発達段階ごとの子どもの特徴と起こりやすい事故及びその予防策について普及啓発を行います。

【主な実施施策・事業】

- ① 事故防止や救助法に関する学習機会の提供【継続】
- ② 乳幼児相談・乳幼児健診等での情報提供、普及啓発【継続】

目標 2 子どもが健やかにたくましく育つ環境づくり

少子化が進む中、本町における少子化対策として、次代の親となる世代が「このまちで子どもを産み、育てたい」と思える環境づくりが何よりも重要となります。子ども自身もいずれは親となり、家庭や地域づくりを担っていくこととなるため、豊かな人間性を備え、自立した地域社会の一員として活躍ができるよう、「次代の親を育成する」という視点から、子どもの健全育成を進めていくことが重要です。また、全ての子どもが健やかにたくましく育っていくためには、ひとり親家庭や障がい児をもつ家庭等、配慮を要する家庭に対する支援も必要です。

本町では、これまで、中学生・高校生が乳幼児と触れ合う機会を設けるなど、将来の子育てに関する貴重な体験学習の場づくりに努めるとともに、虐待防止ネットワークの設置やひとり親家庭、障がい児をもつ家庭等に対する支援に努めてきました。

今後も引き続き、配慮が必要な家庭等に対する支援の充実を図るとともに、「次代の親の育成」という視点から、子どもが心身ともに健やかにたくましく育つ環境づくりに努めます。

(1) 小児期からの生活習慣病予防対策と歯科保健対策の推進

①生活習慣病予防対策の推進

【現状と課題】

食育推進計画をもとに、生活習慣の改善や食を通じて自分の体に関心を持ち、バランスのよい食べ方、食事のマナーなど「食育」について、関係機関と連携を図りながら、乳幼児期から発達段階に応じた食育事業を展開し、生活習慣病予防対策を推進しています。

今後も、乳幼児期から高校まで関係機関と連携し、一貫した生活習慣に関する意識啓発を継続していくことが必要です。

【取り組みの方向】

今後も関係機関と連携を図りながら、乳児期から一貫した生活習慣病予防対策を展開していきます。

【主な実施施策・事業】

- ① 離乳食教室【継続】
- ② 乳幼児健診【継続】
- ③ 保育所クッキング【継続】
- ④ 小児生活習慣病予防教室（小学校・中学校）【継続】
- ⑤ 生活習慣病予防講座（高等学校）【継続】
- ⑥ 食育講演会（高等学校）【継続】

②歯科保健対策の推進

【現状と課題】

小児歯科保健対策として、乳児期の早期から歯科衛生士による歯科指導を行うとともに、乳幼児健診時に歯科健診及び個別に歯磨き指導を行っています。また、3、4歳児及び在宅の5歳児を対象にフッ化物塗布を実施し、4歳児以上の保育所入所児、小学生、中学生を対象にフッ化物洗口を実施しているほか、保育所において歯の健康教室を実施しています。

今後も、子どもむし歯有病率の低下に向けた歯科保健対策の取り組みが必要です。

【取り組みの方向】

今後も関係機関と連携を図りながら、歯科検診や歯磨き指導、フッ化物塗布・洗口など歯科保健対策を進めます。

【主な実施施策・事業】

- ① う歯予防・歯磨き指導（乳幼児相談・乳幼児健診時）【継続】
- ② 歯の健康教室（保育所）【継続】
- ③ フッ化物塗布【継続】
- ④ フッ化物洗口【継続】

（2）思春期の保健教育の推進

①生と性を育む保健教育の充実

【現状と課題】

性への意識や異性に興味を持ち始める思春期に正しい生活習慣のほか、命の大切さ、性感染症予防の正しい知識を普及するため、学校と連携し、中学校で年2回、性教育講演会を開催しています。

【取り組みの方向】

学校と連携しながら、思春期の子どもに対し、いずれ親となる子どもの将来を見据え、命を育む視点も取り入れながら、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及や教育の充実を図ります。

【主な実施施策・事業】

- ① 中学校における性教育講演会の実施【継続】

(3) 配慮を要する子どもや家庭への支援の充実

① 児童虐待防止対策の推進

【現状と課題】

川本町要保護児童対策地域協議会を中心に、町内での虐待ケースの把握や虐待予防対策、啓発活動等を行っています。

子ども家庭センターの設置に伴い、虐待防止に向けたさらなる支援体制、連携体制の強化を図っていく必要があります。

【取り組みの方向】

児童虐待防止のため、川本町要保護児童対策地域協議会を中心に、地域の関係機関が連携し迅速に対応していきます。

【主な実施施策・事業】

- ① 関係機関の連携による児童虐待の監視・発生時の対応及び予防対策の啓発【継続】

② ひとり親家庭に対する支援の充実

【現状と課題】

児童扶養手当の支給、福祉医療費の助成等、国・県の制度に基づく支援を行っています。

引き続き、国・県の制度に基づく支援を行うとともに、制度の周知や相談窓口機能の充実を図る必要があります。

【取り組みの方向】

ひとり親家庭の経済的自立を支援するため、各種助成・優遇措置の実施と制度の周知を徹底するとともに、相談体制のさらなる充実に努めます。

【主な実施施策・事業】

- ① 児童扶養手当の支給【継続】
- ② 福祉医療費の助成【継続】
- ③ 相談窓口での対応【継続】

③障がいのある子どもとその家庭に対する支援の充実

【現状と課題】

障がいのある子どもとその家庭に対し、国・県の制度に基づく支援を行っています。また、幼児期の発達相談として、乳幼児相談や健診等において、気になる幼児の保護者からの相談を受け、診察医の判断により紹介状を作成し発達専門クリニックに繋げています。

引き続き、国・県の制度に基づく支援を行うとともに、令和6年度の子ども家庭センターの設置に伴う切れ目のない相談支援の実施や制度の周知、相談窓口機能の充実を図る必要があります。

【取り組みの方向】

障がいのある子どもが地域や集団において安心して生活できるよう、子どもとその家庭に対し、以下の取り組みを継続して実施します。

【主な実施施策・事業】

- ① 障害福祉サービス事業の実施【継続】
 - ・ 障害者総合支援法、児童福祉法に基づく障がい児への訪問・通所サービス等
- ② 保育所における障がい児の受け入れ推進【継続】
 - ・ 障がい児保育事業
- ③ 障がい児の就学・修学支援の実施【継続】
 - ・ 教育支援委員会の開催
- ④ 経済的負担軽減のための各種制度の実施【継続】
 - ・ 特別児童扶養手当の支給手続き
 - ・ 障害児福祉手当の支給手続き
 - ・ 福祉医療費の助成
 - ・ 補装具の交付、修理
 - ・ 日常生活用具の給付・貸与
- ⑤ 相談体制の確立【継続】
 - ・ 相談支援事業所（サポートセンターおおち）による相談支援
 - ・ 発達相談
 - ・ 乳幼児健診時を利用した相談
 - ・ 身体障害者相談員
 - ・ 知的障害者相談員
 - ・ 川本町特別支援連携協議会による教育相談
 - ・ 乳幼児期から学校卒業までの一貫した相談体制づくり

(4) 教育環境の充実

①次世代を育む体験学習の充実

【現状と課題】

子どもの社会性や豊かな人間性を育むため、学校及び保育所と連携を図り、中高生を中心に乳幼児相談時や保育所でのボランティア・課題活動などを通じて乳幼児と直接ふれあう機会を設けています。

こうした機会は父性や母性の醸成、また将来の子育てに関する貴重な体験にもつながるため、引き続き、学校・保育所と連携し、取り組みを継続していくことが望まれます。

【取り組みの方向】

学校や保育所と連携を図りながら、中高生を中心に、思いやりや優しさを育てていけるよう、多くの乳幼児と直接ふれあう機会を広げるための取り組みを推進します。

【主な実施施策・事業】

- ① 乳幼児相談での赤ちゃんとのふれあい体験【継続】
- ② 保育所でのボランティア・課外活動を通じた乳幼児とのふれあいの場の提供【継続】

②幼児教育の充実

【現状と課題】

本町には幼稚園がないため、保育所が就学前の幼児教育を担っています。

子どもが自立するために、どんなことをしたら良いか考えていくと同時に親への教育も必要なことから、保育所、小学校、地域、保護者（親）が連携し、幼児教育をより充実させていくことが引き続き求められます。

【取り組みの方向】

幼児の自制心や規範意識の醸成に向け、保育所、小学校、地域、保護者（親）が連携し、また町と島根県幼児教育センターが連携しながら、幼児教育に関する事業の充実を図っていきます。

【主な実施施策・事業】

- ① 保小連携の強化【継続】

目標3 子育てと子育てを地域で支える環境づくり

子育ては、明日の社会を担う子どもたちを育む尊い営みであり、子育ての基本は家庭にあるものの、その家庭や子どもたちは地域に根ざして生活をしていることから、地域の人々との関わりは重要です。

本町では、これまで次代を担う子どもたちの育成を最重要課題とする土壌を地域に根づかせ、地域全体で郷土を愛する子どもを育てるため、子育て講演会の実施など、住民に対する意識啓発に努めてきました。

今後も、地域全体が子育てや子育てに関心を抱き、子どもやその家庭をあたたく見守り、ときには積極的に関わっていくことによって、町全体で子育て世代を支える環境づくりに努めます。また、そうした環境づくりをより一層推進していくためにも、地域全体で子育てや子育てを支えるという視点での子育て支援拠点のあり方について検討を行います。

(1) 子どもの居場所づくり

①地域における放課後等の子どもの居場所の提供

【現状と課題】

小学生児童を対象に、川本町子育てサポートセンターによる「放課後居場所事業」を実施し、放課後及び長期休暇期間中の子どもの居場所を提供しています。居場所事業内での過ごし方について、保護者の要望もあることから、遊び・学習等の環境整備の検討が必要です。

就学前及び就学後の子どもを対象としたファミリー・サポート・センター事業※は、これまで本町では実施していませんでしたが、中間支援組織「たすけあい川本」が令和4年度から子育て支援の活動を実施しており、団体と連携しながら令和7年度からの事業実施に向け準備を進めています。

【取り組みの方向】

小学生児童を対象とした放課後及び長期休暇期間中の居場所対策として実施している「放課後居場所事業」を継続するとともに、保護者のニーズに応えるべく学習環境の整備を進めます。また、就学前及び小学生児童を対象としたファミリー・サポート・センター事業を令和7年度より実施します。

【主な実施施策・事業】

- ① 放課後や長期休暇期間中の子ども居場所の確保【継続】
- ② ファミリー・サポート・センター事業の実施【新規】

※ファミリー・サポート・センター事業

子どもの送迎や預かりなど、子育ての「援助を受けたい人（依頼会員）」と「援助を行いたい人（提供会員）」が、それぞれ会員登録をして、会員同士で子育てのサポートを行う取り組みです。会員登録や会員同士のマッチングを行うのが「ファミリー・サポート・センター」で、依頼会員はセンターを通じて利用を申し込み、提供会員による援助を受けた後、援助の内容・時間に応じた料金を支払います。

(2) 子育て中の親子交流・相談の場づくり

①親子同士が気軽に交流できる場の提供

【現状と課題】

本町の就学前の親子は、町内3箇所の保育所を利用している親子と在宅で子育てをしている親子に分かれています。その中で、主に在宅児家庭の親子を対象に、子育てサポートセンターによる「あそびのひろば」を週2回実施しており、子どもの遊びの場、親のリフレッシュの場、親同士の交流の場として利用されています。また、保育所でも保育所園児の相互交流や、在宅児家庭の親子を招いた取り組みなどを行っています。

今後もより身近で気軽に参加できるさまざまな親子交流の場が求められます。

【取り組みの方向】

引き続き、子育てサポートセンターによる、在宅児家庭の親子の交流や子育て相談の場を提供するとともに、地域の民間団体が主体となって実施する親子交流の場が増えるよう支援を行います。また、保育所同士の交流や、在宅児家庭との交流など、保育所を拠点とした親子交流の場の提供も継続して行っていきます。

【主な実施施策・事業】

- ① あそびのひろば・乳幼児相談【継続】
- ② 地域の民間団体が主体となって実施する親子交流事業への支援【継続】
- ③ 在宅児親子への保育所施設開放【継続】
- ④ 保育所における親子交流事業【継続】

(3) 地域全体・全ての世代での子育て支援

①地域全体で子育て支援に取り組むための意識啓発

【現状と課題】

現在、町内の各地域において様々な行事や活動が行われており、その中には子どもを意識した内容の取り組みも多くみられます。また、令和4年度から中間支援組織「たすけあい川本」が子育て支援の活動を実施しており、地域で集える食堂「おでかけいただきますの日」の開設や自然観察会の開催を通じて、世代間交流の機会となっています。

子育て家庭を地域全体で支えていくためには、こうした地域行事や地域活動を通じて、地域住民と子どもが接する機会や時間を増やし、地域全体で子育てを行うという意識・意欲の醸成と維持が必要です。

【取り組みの方向】

地域との情報共有・連携を図り、各地域において既存の地域行事・地域活動に加え、新たな子ども活動を行うなど、地域と子どもの接点を増やす取り組みを行っていきます。

【主な実施施策・事業】

- ① 地域行事・地域活動を通じた地域と子どもの交流【継続】

②子どもの生きる力の育成と地域・家庭の教育環境の整備

【現状と課題】

学校教育の中では、総合学習の時間など、体験活動や地域へ出向いた授業も増えており、地域の方が先生となって、野菜の収穫やものづくりなど、様々な形で地域の方が学校での教育活動に参画されています。

引き続き、学校と地域の結びつきを強化し、体験活動の充実や、外での活動の楽しさ、身体を動かすことの楽しさを子ども達自身が感じることができる教育環境の整備が必要となっています。

【取り組みの方向】

「ふるさと教育推進事業」において、学校での学びと地域でよりよく生きることを結び付けるとともに、自然体験活動や伝統文化の体験等を通じて、地域について幅広い世代の住民が共に学ぶ活動を勧めていきます。

また、住民との世代間交流や体験活動など、地域の中で学ぶ機会を創出し、地域で行う子育て環境を整備していきます。

【主な実施施策・事業】

- ① 青少年育成町民会議【継続】
- ② 生涯学習（公民館活動）【継続】
- ③ 子ども体験活動・ボランティア活動支援(学社連携) 【継続】
- ④ 子ども（姉妹都市）交流事業【継続】
- ⑤ 子ども読書会【継続】
- ⑥ 人権教育【継続】
- ⑦ 子どもの体力向上事業【継続】
- ⑧ ふるさと教育推進事業【継続】

第6章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法の規定に基づき、教育・保育及び地域子育て支援事業について、教育・保育提供区域を設定した上で、令和7年度から令和11年度までの5年間の「量の見込み」及びそれに対応する「確保方策」を定めます。

1. 教育・保育の提供区域

子ども・子育て支援法では、事業計画の策定にあたり、教育・保育を提供する単位として「教育・保育提供区域」を定めることとされています。

本町では、地理的な条件や人口、交通事情その他の社会条件、現在の教育・保育の利用状況や保育所等の整備状況等を総合的に勘案し、第2期計画と同様に「町全域」を1区域として提供区域を設定します。

2. 教育・保育施設等の目標事業量と提供体制

【認定区分について】

子ども・子育て支援法では、子どもの年齢や保育の必要性によって、以下の区分に分けて保育認定を行うこととなっています。

認定区分	対象年齢	内容	利用施設
1号認定	3～5歳	教育を希望し、保育の必要がない場合	幼稚園、認定こども園
2号認定①	3～5歳	「保育の必要な事由」に該当するが、教育を希望する場合	幼稚園、認定こども園
2号認定②	3～5歳	「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳	「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所、認定こども園、地域型保育事業

(1) 1号認定（教育希望）

【第2期計画の実績】

[単位：人]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量	2	2	2	1	1
②確保方策	2	2	2	1	1
③利用数	1	0	0	0	0
④過不足(②－③)	1	2	2	1	1

※令和6年度の利用数は令和7年1月末時点

【第3期計画の見込みと確保方策】

〈見込み量の算出方法〉

- ・ニーズ調査結果をもとに、国の算出手法にて算出。

〈確保方策〉

- ・本町には幼稚園、認定こども園がなく、ニーズもないため、確保方策の設定は行いません。

[単位：人]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
③過不足(②－①)	0	0	0	0	0

(2) 2号認定①（教育希望）

【第2期計画の実績】

[単位：人]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
③利用数	0	0	0	0	0
④過不足(②－③)	0	0	0	0	0

※令和6年度の利用数は令和7年1月末時点

【第3期計画の見込みと確保方策】

〈見込み量の算出方法〉

- ・ニーズ調査結果をもとに、国の算出手法にて算出。

〈確保方策〉

- ・本町には幼稚園、認定こども園がなく、ニーズもないため、確保方策の設定は行いません。

[単位：人]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
③過不足(②－①)	0	0	0	0	0

(3) 2号認定②（保育希望）

【第2期計画の実績】

[単位：人]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量	76	70	66	65	65
②確保方策	76	70	66	65	65
③利用数	73	69	48	41	50
④過不足(②－③)	3	1	18	24	15

※令和6年度の利用数は令和7年1月末時点

【第3期計画の見込みと確保方策】

〈見込み量の算出方法〉

- ・ニーズ調査結果をもとに、国の算出手法にて算出。

〈確保方策〉

- ・引き続き、町内3箇所の保育所（川本保育所、因原保育所、川本北保育所）にて対応します。

[単位：人]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	48	49	38	41	40
②確保方策	48	49	38	41	40
③過不足(②－①)	0	0	0	0	0

(4) 3号認定（保育希望）

【第2期計画の実績】

[単位：人]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量	53	54	50	48	48
②確保方策	53	54	50	48	48
③利用数	46	52	45	51	40
④過不足(②－③)	7	2	5	▲3	8

※令和6年度の利用数は令和7年1月末時点

【第3期計画の見込みと確保方策】

〈見込み量の算出方法〉

- ・ニーズ調査結果をもとに、国の算出手法にて算出。

〈確保方策〉

- ・引き続き、町内3箇所の保育所（川本保育所、因原保育所、川本北保育所）にて対応します。

[単位：人]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	34	39	39	41	45
②確保方策	34	39	39	41	45
③過不足(②－①)	0	0	0	0	0

3. 地域子ども・子育て支援事業の目標事業量と提供体制

【地域子ども・子育て支援事業について】

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

令和4年児童福祉法改正により(15)～(17)の3事業が、令和6年子ども・子育て支援法改正により(18)～(20)の3事業が新たに追加され、以下の20の事業が対象事業となっています。

事業名	令和7年度における 本町での実施の有無
(1) 利用者支援事業	実施
(2) 時間外保育事業（延長保育）	実施
(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	実施
(4) 子育て短期支援事業 （短期入所生活援助事業(ショートステイ)・夜間養護等事業(トワイライトステイ)）	未実施
(5) 乳児家庭全戸訪問事業	実施
(6) 養育支援訪問事業	実施
(7) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	実施
(8) 一時預かり事業	実施
(9) 病児・病後児保育事業	実施
(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	実施
(11) 妊婦健康診査	実施
(12) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	実施
(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	未実施
(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	未実施
(15) 子育て世帯訪問支援事業	未実施
(16) 児童育成支援拠点事業	未実施
(17) 親子関係形成支援事業	未実施
(18) 妊婦等包括相談支援事業	実施
(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	— (令和8年度からの事業)
(20) 産後ケア事業	実施

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

本町では、令和6年3月までは役場健康福祉課内に設置している川本町子育て世代包括支援センターにて、令和6年4月からは役場健康福祉課内に新たに設置した川本町こども家庭センターにおいて実施しています。

【第2期計画の実績】

[単位：箇所]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 見 込 み 量	1	1	1	1	1
② 確 保 方 策	1	1	1	1	1
③ 実 績 値	1	1	1	1	1
④ 過 不 足 (② - ③)	0	0	0	0	0

【第3期計画の見込みと確保方策】

〈見込み量の算出方法〉

- ・町全域を対象に利用ニーズに対応できる箇所数を想定し、算出。

〈確保方策〉

- ・令和6年4月に役場健康福祉課内に設置した川本町こども家庭センターにおいて、事業内容の充実を図りながら継続して実施します。

[単位：箇所]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見 込 み 量	1	1	1	1	1
利用者支援事業	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	0	0	0	0	0
② 確 保 方 策	1	1	1	1	1
利用者支援事業	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	0	0	0	0	0
③ 過 不 足 (② - ①)	0	0	0	0	0

（２）時間外保育事業（延長保育）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

本町では、町内の全ての保育所（川本保育所・因原保育所・川本北保育所）にて、閉所時間を 19 時までとする延長保育を実施しています。

【第２期計画の実績】

[単位：人]

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
① 見 込 み 量	30	29	27	26	26
② 確 保 方 策	30	30	30	30	30
③ 実 績 値	19	14	19	12	12
④ 過 不 足（②－③）	11	16	11	18	18

※令和6年度の実績値は令和7年1月末時点

【第３期計画の見込みと確保方策】

〈見込み量の算出方法〉

- ・第２期計画の実績をもとに算出。

〈確保方策〉

- ・町内の全ての保育所（川本保育所・因原保育所・川本北保育所）にて、引き続き閉所時間を 19 時までとする延長保育を実施します。

[単位：人]

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
① 見 込 み 量	12	13	11	12	13
② 確 保 方 策	20	20	20	20	20
③ 過 不 足（②－①）	8	7	9	8	7

(3) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

本町では、放課後児童クラブではなく、独自の「放課後居場所事業」として、川本町子育てサポートセンターが実施しています。令和4年7月まではすこやかセンターかわもとにて、それ以降は川本小学校集会室にて実施しています。

【第2期計画の実績】

[単位：人]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 見 込 み 量	101	105	115	121	121
低学年	58	62	73	77	72
高学年	43	43	42	44	49
② 確 保 方 策	118	123	133	141	141
低学年	62	67	78	83	77
高学年	56	56	55	58	64
③ 実 績 値	110	103	110	119	107
低学年	60	58	66	71	57
高学年	50	45	44	48	50
④ 過 不 足 (② - ③)	8	20	23	22	34
低学年	2	9	12	12	20
高学年	6	11	11	10	14

※実績値は登録者数、令和6年度の実績値は令和7年1月末時点

【第3期計画の見込みと確保方策】

〈見込み量の算出方法〉

- ・各年度の推計児童数に第2期計画期間の利用者登録率を掛けて算出。

〈確保方策〉

- ・引き続き、放課後居場所事業を継続することにより、放課後や長期休業期間中の子どもの居場所を確保し、全ての利用希望者が利用できる環境を確保します。

[単位：人]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見 込 み 量	107	101	99	89	87
低学年	47	39	47	48	50
1年生	13	13	20	12	16
2年生	12	13	14	21	13
3年生	22	13	13	15	21
高学年	60	62	52	41	37
4年生	25	22	12	13	15
5年生	20	23	20	11	12
6年生	15	17	20	17	10
② 確 保 方 策	125	120	118	104	100
低学年	51	42	51	51	54
高学年	74	78	67	53	46
③ 過 不 足 (② - ①)	18	19	19	15	13

(4) 子育て短期支援事業

①短期入所生活援助事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

本町では実施していません。

【第2期計画の実績】

[単位：人日/年]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
③実績値	0	0	0	0	0
④過不足(②－③)	0	0	0	0	0

【第3期計画の見込みと確保方策】

〈見込み量の算出方法〉

- ・ニーズ調査結果をもとに、国の算出手法をふまえた独自手法にて算出。

〈確保方策〉

- ・本町におけるニーズはないため、確保方策の設定は行いません。

[単位：人日/年]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	0	0	0	0	0
就学前	0	0	0	0	0
就学後(小学生)	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
③過不足(②－①)	0	0	0	0	0

②夜間養護等事業（トワイライトステイ）

保護者の疾病や育児疲れ、仕事等の事由により子どもの養育が一時的に困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、児童養護施設等において一定期間子ども及び保護者を預かる事業です。

本町では実施していません。

【第2期計画の実績】

[単位：人日/年]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込み量	(設定せず)	(設定せず)	(設定せず)	(設定せず)	(設定せず)
②確保方策	(設定せず)	(設定せず)	(設定せず)	(設定せず)	(設定せず)
③実績値	0	0	0	0	0
④過不足(②－③)	－	－	－	－	－

【第3期計画の見込みと確保方策】

〈見込み量の算出方法〉

- ・ニーズ調査結果をもとに、国の算出手法をふまえた独自手法にて算出。

〈確保方策〉

- ・本町におけるニーズはないため、確保方策の設定は行いません。

[単位：人日/年]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	0	0	0	0	0
就学前	0	0	0	0	0
就学後(小学生)	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0
③過不足(②－①)	0	0	0	0	0

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【第2期計画の実績】

[単位：人]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 見 込 み 量	19	17	17	17	17
② 確 保 方 策	19	17	17	17	17
③ 実 績 値	17(全戸)	17(全戸)	16(全戸)	14(全戸)	7(全戸)
④ 過不足(②-③)	2	0	1	3	10

※令和6年度の実績値は令和7年1月末時点

【第3期計画の見込みと確保方策】

〈見込み量の算出方法〉

- ・各年度の推計0歳人口をもとに算出。

〈確保方策〉

- ・現行の体制にて、継続して全戸訪問を実施します。

[単位：人]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見 込 み 量	14	14	14	16	16
② 確 保 方 策	14	14	14	16	16
③ 過 不 足 (② - ①)	0	0	0	0	0
確 保 体 制	・実施体制：1人（保健師） ・実施機関：川本町健康福祉課（直営）				

(6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【第2期計画の実績】

[単位：人]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 見 込 み 量	3	3	3	3	3
② 確 保 方 策	3	3	3	3	3
③ 実 績 値	1	2	2	0	0
④ 実績値(のべ件数)	4	5	3	0	0
⑤ 過不足(②－③)	2	1	1	3	3

※令和6年度の実績値は令和7年1月末時点

【第3期計画の見込みと確保方策】

〈見込み量の算出方法〉

- ・第2期計画の実績をもとに算出。

〈確保方策〉

- ・現行の体制にて、継続して事業を実施します。

[単位：人]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見 込 み 量	1	1	1	1	1
② 確 保 方 策	1	1	1	1	1
③ 過不足(②－①)	0	0	0	0	0
確 保 体 制	・実施体制：1人（保健師） ・実施機関：川本町健康福祉課（直営）				

(7) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本町では、川本町子育てサポートセンターが、令和4年7月まではすこやかセンターかわもとにて、それ以降は悠邑ふるさと会館の和室等を利用して実施しています。

【第2期計画の実績】

[単位：人回/年、箇所]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 見込み量(人回/年)	426	426	397	382	382
② 確保方策(箇所)	1	1	1	1	1
③ 実績値(箇所)	1	1	1	1	1
④ 実績値 (のべ利用者数:人日/月)	393	469	160	365	273
⑤ 過不足(②－③)	0	0	0	0	0

※令和6年度の実績値は令和7年1月末時点

【第3期計画の見込みと確保方策】

〈見込み量の算出方法〉

- ・第2期計画の実績をもとに算出。

〈確保方策〉

- ・現行の体制にて継続して事業を実施するとともに、内容の更なる充実に努めます。

[単位：人回/年、箇所]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量(人回/年)	344	337	312	326	330
② 確保方策(箇所)	1	1	1	1	1

(8) 一時預かり事業（幼稚園型/幼稚園型以外）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

幼稚園型の一時預かりは、本町には幼稚園、認定こども園がなく、ニーズもないため実施していません。幼稚園型以外の一時預かりについては川本保育所で実施しています。

【第2期計画の実績】

[単位：人日/年、箇所]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 見込み量(人日/年)	50	50	50	50	50
幼稚園型	0	0	0	0	0
幼稚園型以外	50	50	50	50	50
② 確保方策(箇所)	1	1	1	1	1
幼稚園型	0	0	0	0	0
幼稚園型以外	1	1	1	1	1
③ 実績値(箇所)	1	1	1	1	1
幼稚園型	0	0	0	0	0
幼稚園型以外	1	1	1	1	1
④ 実績値(のべ利用者数:人日/年)	115	23	1	8	0
幼稚園型	0	0	0	0	0
幼稚園型以外	115	23	1	8	0
⑤ 過不足(②－③)	0	0	0	0	0

※実績値には町外在住者の里帰り出産等に伴う兄弟等の利用は含まない。令和6年度の実績値は令和7年1月末時点

【第3期計画の見込みと確保方策】

〈見込み量の算出方法〉

- ・幼稚園型はニーズ調査結果をもとに、国の算出手法にて算出。
- ・幼稚園型以外は第2期計画の実績をもとに算出。

〈確保方策〉

- ・幼稚園型は、本町には幼稚園がなくニーズもないため、確保方策の設定は行いません。
- ・幼稚園型以外については、引き続き、川本保育所において実施します。

[単位：人日/年、箇所]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量(人日/年)	30	30	30	30	30
幼稚園型	0	0	0	0	0
幼稚園型以外	30	30	30	30	30
② 確保方策(人日/年)	30	30	30	30	30
幼稚園型	0	0	0	0	0
幼稚園型以外	30	30	30	30	30
③ 確保方策(箇所)	1	1	1	1	1
幼稚園型	0	0	0	0	0
幼稚園型以外	1	1	1	1	1
④ 過不足(②－①)	0	0	0	0	0

(9) 病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

現在、本町では実施していないため、邑智郡3町で運営する公立邑智病院（邑南町）等を利用されている状況です。

【第2期計画の実績】

[単位：人日/年、箇所]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 見込み量(人日/年)	50	50	50	50	50
② 確保方策(人日/年)	50	50	50	50	50
③ 確保方策(箇所)	1	1	1	1	1
④ 実績値(人日/年)	25	51	30	52	35
⑤ 実績値(箇所)	—	—	—	—	—
⑥ 過不足(②-④)	25	▲1	20	▲2	15

※実績値(人日/年)は邑智郡3町で運営する公立邑智病院(邑南町)での川本町民の利用数。令和6年度の実績値は令和7年1月末時点

【第3期計画の見込みと確保方策】

〈見込み量の算出方法〉

- ・ニーズ調査の結果をもとに、国の算出手法をふまえた独自手法にて算出。

〈確保方策〉

- ・町内での実施に向け、検討を行います。

[単位：人日/年、箇所]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量(人日/年)	56	55	52	50	49
就学前	26	26	24	25	25
就学後(小学生)	30	29	28	25	24
② 確保方策(人日/年)	56	55	52	50	49
就学前	26	26	24	25	25
就学後(小学生)	30	29	28	25	24
③ 確保方策(箇所)	1	1	1	1	1
④ 過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

第2期計画では令和4年度の事業開始を予定していましたが、計画期間中の事業開始には至りませんでした。

【第2期計画の実績】

〔就学前児童対象〕

[単位：人日/年、箇所]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 見込み量(人日/年)	120	120	120	120	120
② 確保方策(人日/年)	0	0	120	120	120
③ 確保方策(箇所)	0	0	1	1	1
④ 実績値 (人日/年)	－	－	－	－	－
⑤ 実績値 (箇所)	－	－	－	－	－
⑥ 過不足 (②－④)	0	0	▲ 120	▲ 120	▲ 120

〔就学後(小学生)児童対象〕

[単位：人日/年、箇所]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 見込み量(人日/年)	44	48	56	59	55
② 確保方策(人日/年)	0	0	60	60	60
③ 確保方策(箇所)	0	0	1	1	1
④ 実績値 (人日/年)	－	－	－	－	－
⑤ 実績値 (箇所)	－	－	－	－	－
⑥ 過不足 (②－④)	0	0	▲ 60	▲ 60	▲ 60

【第3期計画の見込みと確保方策】

〈見込み量の算出方法〉

- ・ ニーズ調査結果をふまえ、独自手法にて算出。

〈確保方策〉

- ・ 令和7年度から中間支援組織「たすけあい川本」による事業を開始します。

〔就学前児童対象〕

[単位：人日/年、箇所]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量(人日/年)	329	322	298	312	315
② 確保方策(人日/年)	329	322	298	312	315
③ 確保方策(箇所)	1	1	1	1	1
④ 過不足 (②－①)	0	0	0	0	0

〔就学後(小学生)児童対象〕

[単位：人日/週、箇所]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量(人日/年)	389	373	368	323	312
② 確保方策(人日/年)	389	373	368	323	312
③ 確保方策(箇所)	1	1	1	1	1
④ 過不足 (②－①)	0	0	0	0	0

(11) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【第2期計画の実績】

[単位：人、回]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 見込み量(対象者数)	17	17	17	17	17
② 見込み量(健診回数)	238	238	238	238	238
③ 確保方策(対象者数)	17	17	17	17	17
④ 確保方策(健診回数)	238	238	238	238	238
⑤ 実績値(人数)	25	19	24	20	10
⑥ 実績値(健診回数)	174	136	189	143	52
⑦ 過不足(③－⑤)	▲8	▲2	▲7	▲3	7
⑧ 過不足(④－⑥)	64	102	49	95	186

※令和6年度の実績値は令和7年1月末時点

【第3期計画の見込みと確保方策】

〈見込み量の算出方法〉

- ・各年度(翌年度)の推計0歳人口をもとに算出。

〈確保方策〉

- ・現行の体制にて継続して事業を実施します。

[単位：人、回]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量(人数)	14	14	16	16	18
② 見込み量(回数)	196	196	224	224	252
③ 確保方策(人数)	14	14	16	16	18
④ 確保方策(回数)	196	196	224	224	252
⑤ 過不足(③－①)	0	0	0	0	0
⑥ 過不足(④－②)	0	0	0	0	0
確保体制	・実施場所：各医療機関 ・検査項目：血液検査、超音波検査等、国が定める基本的な妊婦健康診査項目 ・実施時期：妊娠12～39週まで				

(12) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

【第2期計画の実績】

- ・川本町要保護児童対策地域協議会を設置し、協議会を年1回、実務者会議を年4回開催し、関係機関間の情報共有をはじめとする虐待防止に向けた取組を実施しました。

【第3期計画の見込みと確保方策】

〈見込み量の算出方法〉

- ・見込み量の算出は行いません。

〈確保方策〉

- ・引き続き、川本町要保護児童対策地域協議会及び実務者会議を開催するとともに、研修受講等により調整機関職員の専門性の向上に努めます。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【第2期計画の実績】

- ・第2期計画期間における実績はありません。

【第3期計画の見込みと確保方策】

〈見込み量の算出方法〉

- ・見込み量の算出は行いません。

〈確保方策〉

- ・本町での実施予定はありません。

(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

【第2期計画の実績】

- ・第2期計画期間における実績はありません。

【第3期計画の見込みと確保方策】

〈見込み量の算出方法〉

- ・見込み量の算出は行いません。

〈確保方策〉

- ・本町での実施予定はありません。

(15) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。
(令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業に追加(令和6年4月1日施行))

【第2期計画の実績】

- ・計画、実績ともにありません。

【第3期計画の見込みと確保方策】

〈見込み量の算出方法〉

- ・国の算出手法にて算出。

〈確保方策〉

- ・現時点での見込み量が0のため確保方策は設定しませんが、必要に応じて事業の実施を検討します。

[単位：人日/年]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量(延べ人数)	0	0	0	0	0
② 確保方策(延べ人数)	0	0	0	0	0

(16) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつながりを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

(令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業に追加(令和6年4月1日施行))

【第2期計画の実績】

- ・計画、実績ともにありません。

【第3期計画の見込みと確保方策】

〈見込み量の算出方法〉

- ・国の算出手法にて算出。

〈確保方策〉

- ・現時点での見込み量が0のため確保方策は設定しませんが、必要に応じて事業の実施を検討します。

[単位：人]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量(実人数)	0	0	0	0	0
② 確保方策(実人数)	0	0	0	0	0

(17) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

(令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業に追加(令和6年4月1日施行))

【第2期計画の実績】

- ・計画、実績ともにありません。

【第3期計画の見込みと確保方策】

〈見込み量の算出方法〉

- ・国の算出手法にて算出。

〈確保方策〉

- ・現時点での見込み量が0のため確保方策は設定しませんが、必要に応じて事業の実施を検討します。

[単位：人]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量(実人数)	0	0	0	0	0
② 確保方策(実人数)	0	0	0	0	0

(18) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報提供、相談その他の援助を行う事業です。

(令和6年子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業に追加(令和7年4月1日施行))

【第2期計画の実績】

- ・新規事業のため、計画、実績ともにありませんが、前身事業である伴走型相談支援事業については、役場健康福祉課にて令和4年度から実施しています。

【第3期計画の見込みと確保方策】

〈見込み量の算出方法〉

- ・国の算出手法にて算出（妊婦数は各年度(翌年度)の推計0歳人口により算出）

〈確保方策〉

- ・役場健康福祉課にて実施します。

[単位：回/年]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量(面談回数)	42 (妊婦14人×3)	42 (妊婦14人×3)	48 (妊婦16人×3)	48 (妊婦16人×3)	54 (妊婦18人×3)
② 確保方策(面談回数)	42	42	48	48	54
直営	42	42	48	48	54
業務委託	0	0	0	0	0
確 保 体 制	・実施主体：川本町健康福祉課（直営）				

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

満3歳未満の未就園の乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

（令和6年子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業に追加（令和8年4月1日施行））

【第2期計画の実績】

・新規事業のため、第2期計画期間における実績はありません。

【第3期計画の見込みと確保方策】

〈見込み量の算出方法〉

・国の算出手法にて算出。

〈確保方策〉

・令和8年度からの事業実施に向け、見込み量に対する提供体制を確保すべく、実施体制を構築していきます。

[単位：人日]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量(延べ人数)	—	1	1	1	1
0歳児	—	1	1	1	1
1歳児	—	0	0	0	0
2歳児	—	0	0	0	0
② 確保方策(延べ人数)	—	1	1	1	1
0歳児	—	1	1	1	1
1歳児	—	0	0	0	0
2歳児	—	0	0	0	0

(20) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。利用期間は原則7日以内となっています。

（令和6年子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業に移行（令和7年4月1日施行））

本町では、おばた助産院（邑南町）にて、デイサービス型（通所型）、アウトリーチ型（訪問型）の事業を実施しています。

【第2期計画の実績】

[単位：人/年、人日/年、箇所]

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値(利用者実人数)	5	6	4	1	5
デイサービス型	4	3	2	0	2
アウトリーチ型	1	3	2	1	3
実績値(利用延べ人数)	22	13	6	7	19
デイサービス型	16	6	4	0	7
アウトリーチ型	6	7	2	7	12
実績値(実施箇所)	1	1	1	1	1

※令和6年度の実績値は令和7年1月末時点

【第3期計画の見込みと確保方策】

〈見込み量の算出方法〉

- ・第2期計画の実績をもとに算出。

〈確保方策〉

- ・引き続き、おばた助産院にてデイサービス型（通所型）及びアウトリーチ型（訪問型）の事業を行います。

[単位：人日/年、箇所]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 見込み量(延べ人数)	13	13	15	15	17
② 確保方策(延べ人数)	13	13	15	15	17
③ 確保方策(実施箇所)	1	1	1	1	1
確 保 体 制	・実施種別：デイサービス型（通所型）及びアウトリーチ型（訪問型） ・実施機関：おばた助産院（邑南町）				

第7章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたり、本計画の周知を図り、子ども・子育て支援に関する情報提供・情報発信を進めます。

そして、施策に関わる庁内の関係各課や島根県等と連携・協力し横断的な取り組みを積極的に進めるとともに保育園・学校・企業・町民と連携して、多くの方々の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。

2. 計画の進行管理

本計画を着実に推進していくためには、施策の進捗状況の定期的な点検・評価が重要となります。

そのため、PDCAサイクル（Plan[計画]－Do[実行]－Check[点検・評価]－Action[改善]）に基づく進行管理を毎年度実施し、必要に応じて施策の改善及び計画の見直しを行います。

第3期川本町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行：川本町

編集：川本町健康福祉課

〒696-8501 島根県邑智郡川本町大字川本271-3

電話：0855-72-0633 FAX：0855-72-0635